

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

総務常任委員会 会議録			
日 時	平成 18 年 12 月 19 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 3 4 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大竹委員長、秋山副委員長、上野・山田・小前・菊地・横田・ 佐々木(勝) 各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、上野委員、小前委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。

「銭函 4 丁目の複合レジャー施設について」

(総務) 企画政策室相庭主幹

去る 9 月 4 日、株式会社山本工業及び SOM (ソム) 株式会社から、本市に対して事業計画書が提出された銭函 4 丁目の複合レジャー施設について報告いたします。

当該地は、北海道の石狩湾新港地域事業計画において、沿道サービス系事業、イベント施設の立地を促進する地域と位置づけられ、また、用途地域が準工業地域だったことから、計画する施設の建設は可能であります。勝舟投票券場外発売所の設置については、国土交通大臣の確認を必要とし、確認申請に当たっては市町村長の同意等の条件が付されていることから、場外発売所と他の施設とを区分し検討してきたところであります。

その結果、場外発売所につきましては、モーターボート競走事業の売上げが平成 3 年以降長期低下傾向にあり、平成 16 年度には平成 3 年度の半分以下にまで落ち込み、この結果、主催者である施行者の収益状況の悪化が顕著となり、平成 16 年度には 43 施行者中 15 施行者が赤字経営となり、収益悪化に歯止めがかからず、事業から撤退する施行者も複数現れてきていると聞いております。

また、こうした状況を踏まえ、モーターボート競走の効果的な運営のあり方、より一層の事業の振興方策、それらを実行あらしめる体制整備について幅広く議論を行うため、国土交通省海事局長が設置した私的懇談会「モーターボート競走事業活性化検討委員会」が本年 7 月に取りまとめた報告書において、場外発売所の設置手続の簡素化の検討、民間企業、他の公営競技との発売連携、都市の商業地域等集客力の高い地域への設置推進などに向けての具体的方針の策定などが提起され、今後のモーターボート競走事業の動向が流動的になってきております。

こうしたことから、市としては当該場外発売所の設置については同意しないと判断したところでありますので、報告申し上げます。

委員長

「国民保護計画策定の経過報告について」

(総務) 白澤主幹

小樽市国民保護計画策定について、これまでの経過報告をいたします。

初めに、小樽市国民保護計画策定の目的ですが、市内において武力攻撃やテロなどの事態が発生した場合に、国の指示に基づき小樽市国民保護対策本部を設置し、市内の各関係機関と連携の下に、住民の避難誘導や救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため万全を期す必要があることから、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法第 35 条に基づき策定するものであります。

策定の手順についてですが、本年の第 1 回定例会で小樽市国民保護協議会条例を制定し、5 月には国民保護協議会委員の公募をしたところです。結果、応募がありました市民 1 名の参加を決定いたしました。

次に、5 月 25 日に第 1 回の小樽市国民保護協議会を開催し、小樽市国民保護計画策定に関して市の方針を説明するとともに、小樽市国民保護計画の策定について協議会へ諮問をいたしました。その後、8 月 30 日に第 2 回協議会を開催して、小樽市国民保護計画の素案について審議・決定をいたしました。

次に、9 月 11 日から 10 月 10 日の 1 か月の期間を設け、小樽市国民保護計画(素案)を一般公開して、素案に対する市民からの意見募集、いわゆるパブリックコメントを行い、1 団体、1 個人から 2 件の意見提出があり、この意

見に対して市の考え方をまとめて市のホームページで公表したほか、市内の各サービスセンターにおいてもその資料を公表したところです。

次に、11月6日に第3回協議会を開催して、パブリックコメントの結果報告をするとともに、小樽市国民保護計画（素案）の一部修正について審議・決定したところです。

次に、今後の日程についてですが、現在、北海道と小樽市国民保護計画素案について事前協議をしているところであり、素案の内容について検討・修正作業を進め、明年1月中には事前協議を終える見込みです。その後、2月に第4回協議会を開催し、協議会から市へ小樽市国民保護計画（案）の答申をいただき、計画案について北海道との正式協議を行う予定です。その後、3月初旬に北海道との正式協議を終了し、小樽市国民保護計画が決定することとなりますので、それを受けて市議会へ報告をし、公表してまいりたいと考えております。

委員長

「小樽市立学校学習到達度調査報告書について」

（教育）指導室長

小樽市立学校学習到達度調査報告書について報告いたします。

あおばとプランに基づき、5月10日に小樽市立中学校の第1学年を対象に学習到達度調査を実施したところでございます。小樽市教育委員会では、教育研究所内に小学校長会、中学校長会の代表及び小樽市教育研究所所員、小樽市教育委員会指導室職員から成る「学力向上検討委員会」を設置いたしまして、調査結果の分析及び指導上の改善点などについて検討を重ね、報告書にまとめました。

報告書の内容については、事前にお配りしておりますので、概略を述べます。構成としては、全体的な傾向として期待正答率との比較、正答率、度数分布、全国の正答率との比較、国語、算数についてのそれぞれの調査結果の概要や主な特色、生活・学習意識調査についての主な特色、調査結果を踏まえた指導上の改善点、指導改善のための方策（例）、それぞれの調査データを示した資料編などから成っています。

期待正答率との比較では、国語も算数も期待正答率を上回る、又は同程度と考えられる問題数が約6割となっております。正答率の度数分布を見ると、いわゆる学力の二極化があるとは言えないことなどがわかります。調査結果を踏まえた指導上の改善点では、全体として子供一人一人の勉強でのよさを認め、褒めるなど学習意欲を向上させる指導の充実、基礎・基本など学習した事柄を確実に身につけさせる指導の充実、日常生活との関連を図るなど実感を伴った指導の充実など5点、小学校国語、算数においてもそれぞれ5点の改善点を導き出しております。

今後、報告書を基に各学校で自校の結果について分析を行い、学習指導上の課題を明らかにするとともに、今後の指導計画や学習指導の改善・充実に取り組んでまいります。

委員長

「小樽市室内水泳プールについて」

（教育）室内水泳プール館長

去る10月23日開催の当委員会にて報告いたしました以降の室内水泳プールにかかわる変更点について報告させていただきます。

1点目は、小樽駅前第3ビル周辺地区再開発事業に係る動きについてであります。再開発準備会では設計作業が当初予定より1か月程度遅れているため、第3ビルの解体についても当初予定されていた5月から6月上旬以降にずれ込むことになると、建設部から説明を受けております。このことから、教育委員会としては室内水泳プールの利用については6月中旬まで可能と考えており、これに合わせて高島小学校温水プールの改修工事も6月中旬の完成を目指し、管理・運営体制などの諸準備を終えた後、7月1日を目標にリニューアルオープンをしたいと考えております。

2点目として、お配りした資料の小樽市室内水泳プール廃止後の対応策と当面の対策案のうち、二つ目の黒丸に

ございます水泳教室の実施方法について、この間参加者へのアンケート調査などを行い、精査した結果、民間施設で対応を予定していた常設教室については、6月から8月の3か月間は開催時間を変更して行うことにより、高島小学校温水プールでの実施が可能となりました。このことから、これまで室内水泳プールで開催していた教室のうち、民間連携の下、実施する教室は水中体操教室のみとなりました。

委員長

次に、本定例会で付託された各案件について、順次説明願います。

「議案第6号ないし第8号について」

(総務)総務課長

議案第6号小樽市情報公開条例案、議案第7号小樽市個人情報保護条例案及び議案第8号小樽市情報公開個人情報保護審査会条例案について、一括して説明いたします。

本市では平成8年6月から情報公開制度、平成2年12月から個人情報保護制度を実施してきてございます。両制度の実施以降、情報公開については、地方分権の進展により住民自治の充実を図る観点等から、市民への情報提供、説明責任が重要となっており、また個人情報については、急速な情報化社会の到来により個人情報の保護の重要性が高まる中、両制度を取り巻く状況に大きな変化が生じてまいりました。このため、本年4月に両制度の見直しについて、市長から、小樽市情報公開審査会及び小樽市個人情報保護審議会に諮問し、その答申を受け、本定例会に関係条例案を提出したものでございます。

見直しの主な項目でございますが、両制度とも基本的に国の制度に準じた内容となっております。

まず、情報公開条例案につきましては、対象公文書を現行の「決裁供覧終了文書」から「組織共用文書」に拡大し、開示請求者も「市民等」から「何人」に拡大するとともに、情報提供施策の充実、附属機関の会議の公開及び出資法人、指定管理者の情報公開の努力義務などを規定し、情報公開の総合的推進を図るものでございます。

次に、個人情報保護条例案につきましては、対象情報を拡大し、マニュアル処理、いわゆる手作業、紙媒体の個人情報を加えるとともに、新たに議会を実施機関といたします。

また、個人情報の開示、訂正、利用停止や苦情処理、不服申立てなどの救済措置等、本人関与の仕組みを充実いたします。

個人情報保護対策として、電子計算機の結合停止措置及び外部委託や指定管理者に関する個人情報保護措置を規定するとともに、職員等による不正・不当な個人情報ファイルの提供、個人情報の盗用、職権乱用の個人情報収集などに対する罰則規定を新たに設けるものでございます。

次に、情報公開個人情報保護審査会条例案につきましては、今回の見直しにより、対象も含め両制度が表裏一体のものとなりますので、現行の情報公開審査会と個人情報保護審議会を統合し、調査権限その他審査手続を条例に規定するとともに、守秘義務違反に係る罰則規定を設けるものでございます。

なお、いずれの条例案につきましても、施行期日は平成19年4月1日となっております。

委員長

「議案第15号について」

(教育)新博物館開設準備室八木主幹

議案第15号小樽市総合博物館条例案について説明いたします。

議案第15号は、旧小樽交通記念館に青少年科学技術館と博物館を統合し、総合博物館を設置するとともに、その入館料を定めるほか所要の改正を行うため、全部改正するものであります。

その中で、現在色内にある博物館は引き続き開館していきませんが、小樽市青少年科学技術館は本年12月末をもって閉館することとしておりますので、規則において小樽市青少年科学技術館条例を廃止することとしております。

総合博物館の入館料につきましては、他の社会教育施設と同様に小中学生を無料とし、手宮の本館におきまして

は条例案の別表のとおり普通入館料を冬期300円、夏期400円、また、運河館につきましては通年で300円としております。そのほか分館であります運河館との共通入館券及び定期入館券についてもあわせて定めております。

なお、この条例の施行日は総合博物館が7月の開館を予定していることから、規則で定める日からとさせていただきます。

委員長

「議案第16号について」

(消防)村岡主幹

議案第16号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例案を提出いたしましたのは、平成18年9月26日公布、同日施行の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、現行条例で定める傷病補償年金、障害補償及び介護補償に係る障害について規則で定めることとするとともに、文言整理等所要の改正を行うほか、これに伴って本条例を引用する小樽市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正するものであります。

委員長

「議案第21号について」

(教育)生涯スポーツ課長

議案第21号公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。

小樽市銭函パークゴルフ場の指定管理者を選定するに当たり、小樽市公の施設指定管理者選考委員会では、応募してきた5団体の事業計画について、コスト面の効率だけではなく、市民サービスの内容や施設の管理、特に芝生の維持・管理を安定して行っていけるかなど総合的に審査した結果、株式会社北日本ターフマネジメントを指定管理者に選定したものであります。教育委員会といたしましては、同選考委員会の選定結果に基づき審議を行い、指定管理者候補者として決定したところであります。

なお、指定期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までであります。

委員長

「議案第24号について」

(教育)総務管理課長

議案第24号後志教育研修センター組合理約の変更について説明申し上げます。

地方自治法の一部改正により、助役を副組合長に、収入役を会計管理者に、この補助機関についての規定を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

委員長

「議案第28号について」

菊地委員

議案第28号小樽市非核港湾条例案を提案いたします。

今年の国民的的重大ニュースの筆頭に挙げられるのが北朝鮮の核実験です。国際社会が一致協力して対応すること、問題の平和的解決、外交的解決の立場を堅持して対応していく、その立場で1年1か月ぶりに6か国協議が開催中です。その席で議長を務めた中国の外務次官は、非核へ決意と勇気を訴えました。対話と交渉を通じた非核化の実現に導かれることを期待するものです。

同時に、国連を中心に平和的な話し合いや非軍事的対応こそ問題の解決方法であるとの方向性を示した小樽市の非核港湾条例を制定して、核廃絶、核実験禁止に貢献する歴史的な役割を担うことを期待として態度表明することを訴えて、提案説明とします。

委員長

これより質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

菊地委員

個人情報保護条例について

初めに、今報告がありました個人情報保護条例案についてお尋ねします。

当たり前のことを聞くと思うかもしれませんが、今回の個人情報保護条例案は個人情報の保護が目的だというふうに解釈してよろしいのですか。

(総務)総務課長

個人情報の保護、それも重要な部分でございますけれども、今回提案した条例の第1条の目的のところの規定がございますけれども、今回の条例の目的としては、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、及び市が保有する個人情報の開示を請求する権利を明らかにすることにより、市政の公正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とするということで、今回の条例の最大のといいますか、目的としては、個人の権利利益の保護ということで規定はしてございます。

ただ、その後の条文等で実施機関の責務として第3条で、この条例の目的を達成するために個人情報の保護について必要な措置を講じなければならないという形で、個人情報の保護の重要性といいますか、責務規定として条例では明確に規定してございます。

菊地委員

いろいろな自治体の個人情報保護条例を見てみますと、多くは市政や県政の適正な運営が図られるということが第一義に挙げられているのですが、肝心の保護についてきちんと明記している、そういう条例もあるのです。今、総務課長に御説明していただいたそういう内容をきちんと明記するということになりますと、この第1条のところに個人情報の保護という文字が記載されるべきではないかという率直な疑問を持ちましたので、その辺についてはどのように解釈をされるのですか。

(総務)総務課長

考え方としては理解できる部分もございます。繰り返しになりますけれども、ただ個人情報保護がすべてに優先するというのではなくて、これも個人の権利利益の重要な部分でございますけれども、最終的には個人の権利利益の保護が目的であり、ただその重要な個人情報の保護についての措置とか、そういう責務、そういうものを条例上一応明確にして規定してございますので、こういう形で条例を制定している自治体が多数ございます。

ただ、それぞれの目的、規定の考え方としては、その部分を重視して入れている団体もあるとは思いますが。

菊地委員

それで、今おっしゃった個人情報の保護で、本人にかかわる個人の情報をコントロールする最終決定権、この個人に有しているということを明確に示す記述はどこにあるのかお示してください。

(総務)総務課長

個人情報のコントロール権といいますか、自己に関する個人情報についての権利といいますか、現在も電子計算機の処理に関する条例にもございますけれども、一般的に自分の個人情報の開示請求権、これがまず一つございます。それと、開示したその情報に誤り等があった場合、それらの訂正請求権という形でございます。

今回、新たに条例の中に設けた利用停止請求権、目的を超えて利用しているような場合にそれをとめる権利、こういう形で三つの自分の情報をコントロールする権利を充実して、今回条例に規定してございます。

菊地委員

その個人情報保護条例に、実施機関として議会が入っています。実は自治体によっては議会一般を加えずに、議長を対象に限定しているところもあります。なぜ議会を実施機関としてやるのが問題なのかというときに、そういう個人の情報というときに、それを理由にして議会会派の政務調査費の支出にかかわる領収書の添付問題等で、それを公開拒否されるというケースが全国各地で、それほど多くはないのですが、起きていると聞いているのです。小樽市で、この条例の中ではこういったケースが内在するおそれはないのか、また、議会と議長の違いについてどのようにとらえているのかお尋ねします。

(総務)総務課長

実施機関としての議会についてでございますけれども、現在の情報公開条例の規定でも、実施機関の範囲は地方自治法の執行機関であります市長、各行政委員会及び監査委員会、それと市長の補助機関でございますけれども、地方公営企業法と消防組織法により一定の権限がある公営企業管理者、消防長を実施機関とするとともに、議決機関として議会も含め、市のすべての機関を網羅するという形で、小樽市全体として情報公開の制度としてございます。

今回、個人情報の保護条例については、今現在は電算処理に係る部分でございますので、議会は実施機関に含まれておりません。今回、見直しによって、マニュアル処理に係る個人情報を対象とすることになりますので、情報公開条例と同じ形で対象実施機関に議会を加えて、小樽市全体として実施に取り組むということで今回議会を実施機関という形で、小樽市としては規定をしてございます。

ただ、その場合で、議会と議長という形で表記が違う条例を持っている市があるということでございますけれども、実際どちらもそういう形をとっても、実務的には組織としての議会の代表者である議長の下に議会事務局が保有している公文書が対象になる形になりますので、これが議会と議長とで、その対象となる公文書、組織として共有している部分、ここに違いは出てこないのではないかとこのように考えております。

菊地委員

先ほど、議会が個人情報保護条例の実施機関として入っていることの問題点として会派の政務調査費、あるいは議員個人のさまざまな議員としての活動の透明性が損なわれる、そういうことが個人情報の保護を理由に公開を拒否される、そういうところは入っていないというふうにとらえてよろしいのですか。

(総務)総務課長

それは各自自治体での実際上の公文書としての取扱いの形によるのだと思うのですが、例えば政務調査費について、その結果について議長に報告するような形になっていて、それを公文書として管理している場合であれば、その公文書についての情報公開請求ということでの開示、非開示については、その内容によりまして、判断されるような形になるのではないかとこのように考えます。

菊地委員

公開条例、今それから個人情報保護条例にも「市長の調整」という文言が出てくるのです。その場合の市長の調整とはどの程度の権限なのかお尋ねします。

(総務)総務課長

両方の条例に、市長の調整という項目がございます。これにつきましては、情報公開制度も個人情報保護制度も、手続とか考え方について市としての一定の統一性を図るために、必要な場合に報告を求めたり意見を述べるという、そういう市としての制度全体の統一性を図るための調整規定ということで設けてございます。

菊地委員

審議会の権限といいますか、個人の情報を取得する必要性の最終判断というのは実施機関にあるというふうに読めるような記述なのですが、その中に審査会の意見を聞いた上でというふうになっています。ただ、この意見を聞

いた上でということになりますと、ただ意見を聞くだけなのか、それとも審査会の意向というのは大幅に権限を持つものか、そのことについてお尋ねします。

(総務) 総務課長

条例の中に審査会の意見を聞いた上で実施機関が認めるという、このような表現が出てくる部分がございます。これにつきましては、審査会は諮問機関でございますので最終的な決定機関ではございませんので、審査会の意見ですべて決定することにはなりませんけれども、ただ実施機関の決定の公平性とか客観性、そういうようなものを確保する観点から附属機関として審査会が置かれておりますので、意見については、これは十分尊重しなければならないものというふうに考えております。

菊地委員

議案第 8 号小樽市情報公開個人情報保護審査会条例案について

議案第 8 号小樽市情報公開個人情報保護審査会条例案についてお尋ねします。

他の自治体の条例の作りを見ますと、情報公開条例と個人情報保護条例にそれぞれ審査会を設けているところも結構あるのです。それで、情報公開と個人情報保護条例は表裏一体のものと思うのですが、それにしても審査会を一つに設けるよりはそれぞれで設けて、情報公開にしる個人情報保護にしる、そのことの是非を客観的に判断できるように記録しておいた方がいいのではないかと思います。その辺の考え方についてはいかがですか。

(総務) 総務課長

今回の見直しによりまして、情報公開制度と個人情報保護制度の対象が同一になるということと、その中で不開示情報とか部分開示とか、そういう規定とか、あとは情報開示の手続の規定、こういうものが共通といいますか、同様な形になります。こういうことから、両審査会がそれぞれ蓄積するノウハウといいますか経験、不服申立てについての審査にこれをまとめることによって、小樽市の全体の情報制度の統一性といいますか、そういうものに対してどういうものについて公開する、どういう情報を保護する、こういうものを統一的な考えの下に一定の方により審議していただく方が、これは効率的であり、また統一がとれるという考えで、今回両委員会、審議会、そういうものを統合するというふうに考えております。

菊地委員

いずれにしても、今、市民の知る権利、それからさまざまな個人の情報が保護されるというふうに、それがしっかりと守られる条例としていただきたいと思うのですが、もしこのことについて不備な点がある都度生じたときには、またしっかりと論議していきたいというふうに思っています。

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

次に、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてお聞きしたいのですが、規則にしたという、その理由についてもう少し詳しくお尋ねします。

(消防) 村岡主幹

非常勤の消防団員等に対する公務災害補償につきましては、消防組織法第24条第1項の規定に基づきまして政令で定める基準に従い、条例で定めることとなっております。この政令であります非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が平成18年9月26日に公布され、これに基づき小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。政令改正の趣旨につきましては、地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した機動的な対処、障害等級の速やかな変更等を可能とするため、障害等級の障害について総務省令で定める等の措置を講ずることとされております。

なお、現条例で定めております部分を規則で定めることにつきましては、これまで政令で定められておりました障害補償年金に係る障害ごとの等級、障害補償に係る障害等級ごとの障害及び介護保障に係る障害が、この政令改正により総務省令で定められることになったことに伴いまして、条例で定められておりますこれらについても、新

たに規則で定めることとしたものであります。

この規則につきましても、平成18年9月26日に公布された非常勤消防団員等に係る損害補償の支給に関する省令などに基づいて定める予定となっております。

菊地委員

省令とか、そういうことでそういうふうに定めることになったということはわかるのですが、なぜそうなったのかという背景についてお尋ねしたかったのですが、速やかな対処ができるようにということがその大きな理由だというふうに解釈してよろしいですか。

(消防)村岡主幹

この変更につきましては、障害等級の速やかな変更を行うため改正をするものでございます。

菊地委員

今、速やかな改正ができるようにということを理由におっしゃったのですが、でもそれは今までは条例だったのです。条例改正が間に合わなくて、公務災害の補償を受けるべく団員に不都合とか不利益とか、そういうことがあったという事例はあったのでしょうか。

(消防)村岡主幹

そのような事例は現在までにございませんでした。

菊地委員

今度その速やかな規約の改正ということになりますと、その規約の改正というのは何を根拠にされるようになるのかについてお尋ねいたします。

(消防)村岡主幹

この規則につきましては、平成18年9月26日に公布をされました非常勤消防団員等に係る損害補償の支給に関する省令、この省令に基づきまして各規則を定める予定となっております。

銭函パークゴルフ場について

菊地委員

次に、銭函パークゴルフ場についてお尋ねします。

先ほど報告がありました指定管理者に指定するとした業者、例えば芝の管理のことについては一定評価した旨聞きましたけれども、そのほか市民サービスの向上ということでどういったことが考えられるのかお尋ねします。

(教育)生涯スポーツ課長

今回の指定管理者の公募者からの申請内容等から、市民サービスの向上の部分については、先ほども言いましたように、利用者にとっては芝の状態が一番であるということでは、芝の管理が非常によくしてもらえるということが1点目、それから自主事業とか、それも利用者サービスの部分でございますけれども、そういう部分での提案も非常に内容的に充実していた。それから、あとコスト的な部分についても、非常に低廉な価格で引き受けていただけるような部分での評価が高かったというお話でございます。

菊地委員

芝の状態がいいと、パークゴルフをやる方にとっては最高の条件だとは思いますが、具体的には、自主事業としてどういったことが、計画の中というか、申請のときにも既にそういうことも明らかになっているのでしょうか。

(教育)生涯スポーツ課長

自主事業の開催計画につきましては、申請の段階で出していただくということを条件にしておりました。その結果、今回の応募者につきましては、月例大会あるいは初心者講習会あるいは芝生の専門業者であるということもありまして、利用者に対して芝生の講習会、家庭菜園等での利用も含めてのそういう講習会もやってみたいというような提案の内容でございます。

菊地委員

なかなか盛りだくさんの自主事業の展開がされるようなのですが、こういった場合には、この会社の従業員の労働条件とか、そういうことについてはどのようにして、管理者を指定する立場の者としては条件をつけるとか、そういう具体的なことはあるのでしょうか。

(教育)生涯スポーツ課長

職員の配置の部分につきましては、施設の運営上、必要最低限の職員を配置してくださいという条件はありますけれども、それに伴う配置につきましては、個々の企業の提案になるわけですが、今回の公募者につきましては常時 2 名の職員を配置すると。そのほか芝の管理の部分については、随時作業員を入れていくというような提案になってございます。

菊地委員

常時 2 名と今おっしゃいましたけれども、月例大会とか講習会というふうになると、また職員は別に用意されるということになるのですか。

(教育)生涯スポーツ課長

そういう自主事業で行われる月例大会とかで人手が不足するときには、本社の方から職員を随時補充していくというような提案になってございます。

菊地委員

私たちは、例えば指定管理者制度の導入そのものには反対してきました。こういう公設の施設に企業が管理者として参入した場合の懸念として、企業努力を推し進めるあまりに、そこで働く労働者の賃金など利益が損なわれるというおそれがあるというのが一つの理由なのですけれども、実は帯広市が放課後児童クラブを行っていた児童館に指定管理者制度を導入したのですけれども、賃金の未払という問題が起きて、指定管理者の指定を取り消したという実態があるようなのです。そういうことにならないように、管理者を指定する場合も、そこで働く労働者の権利とか、そういうことがきちんと守られるようにという、そういうことを担保とする場合は、契約にどういう形で表れてくるのかについてお尋ねしたかったのですが。

(総務)笠原主幹

今の銭函のパークゴルフ場だけではなく、小樽市が本年からさまざまな施設に指定管理者を導入して、それと新年度に向けても今定例会で議案として提案している関係もございまして、私の方からまとめて答えさせていただきたいと思いますが、施設の管理を民間の事業者をお願いする、その部分ではその民間の事業者がお持ちのノウハウを活用して、その効率的な施設の管理に努めていただくと、そういうような目的がございまして。

ただ、そういう形で私どもが指定管理者の方に管理をお願いすることになった場合に、それがそのまますべて任せるとことは決してあってはいけないことで、私どもも所管する課としては、当然どういう形で協定に基づく管理・運営がされているか、そういうものは監視していく必要があるのだろうというふうに思っております。

菊地委員

すべて任せるとはしないと、適正に指導管理はしていくということにとらえてよろしいということですね。

室内水泳プールについて

続きまして、室内水泳プールに関してお聞きします。

先ほどの廃止後の対応策で何点か変更になった部分もありますが、そのほかに利用者の皆さんから要望の聞き取りとか、そのようなことはどのように行われていたのでしょうか。

(教育)室内水泳プール館長

利用者からの対応策等に対する要望等の聞き取りの部分でございまして、何回か特に利用サークルの方々へは説明会を開催しております、その都度、要望等を承っております。

菊地委員

この秋口ぐらいから、直接、教育委員長や責任ある立場の方に面談をしたいということで、文書による要請をしていたのだけれども、ナシのつづてだと。このように利用者の方々から不信感をあらわにした言葉が聞かれていたのですが、面談できないならできないで、何らかの返答はすべきではなかったのかと思うのですが、その要請に素早くこたえられなかったのはどんな理由によるものですか。

(教育)室内水泳プール館長

今、委員の方から御質問の内容は、教育委員長への面談の要請があったのではないかという件だと思いますが、9月の初めに1回と、それから9月の末に1回ということで、面談の要請書をいただいております。ただ、その时期的なことから言いますと、まだ教育委員会としての具体的な対応策なども検討途中であったということ、あるいは小樽駅前第3ビル周辺地区再開発準備会の方の進み方もまだ確定していないといいますが、検討段階であったということもありまして、面談の時期としてはまだ時期尚早ではないかというような判断をしていたということでございます。

菊地委員

そういうことは相手方にはきちんとお伝えしてきたのですか。

(教育)室内水泳プール館長

相手方には、そういう準備会の動きがもう少し具体的になるといいますが、スケジュール的には再開発準備会という組織から再開発組合へ移行していく、その時期が大体基本設計等が確定した時期でないかというように言われておりましたので、そういう時期になって、教育委員会としての対応も具体的なものが示される時期が適当でないかというようなことでは話していたというように記憶しております。

菊地委員

プールの利用をしている方々は、この秋ぐらいから来年度の計画とかを立てる予定があります。そういうことなるべく早く活動があるのかについてお聞きしたかったのだらうと思うのですが、準備会の動きが決定しなければ、教育委員会としてそのような要請にはこたえられないというのは、教育委員会の姿勢としてはいかがなものかと思うのですが、その辺についてはどうなのですか。

(教育)室内水泳プール館長

確かに利用団体の皆様の御心配も、また教育委員会としまして、次年度以降のプールの利用状況をどうするかという部分で、非常に我々としても早く結論が出てほしいというような時期でございました。そういう中で、利用団体の方から11月に入りまして、次年度以降の予定について話し合いを持ちたいというような要請がありまして、今日報告させていただいたように3か月程度閉館時期がずれるというような見通しも立った時期でございましたので、そういう意味では、平成19年度の利用の部分で利用団体の方々、話し合いを持つ必要があるのではないかというような判断もできましたので、その要請につきましては12月11日ですけれども、駅前の利用サークル、それから高島小学校の利用サークルにお集まりいただきまして、19年度の利用についての調整の会議を持ったということでございます。

菊地委員

実際、政策的なことでも今利用しているプールが使えなくなる。ですから、利用している市民の皆さんにとって、できるだけ不都合のないような、そういう対応を教育委員会としてとっていただきたいと思います。

それと、水中体操教室を民間施設と連携し、その指導業務を委託するというふうになっていきますけれども、引き受けていただけるような見通しというのは実際あるのですか。

(教育)室内水泳プール館長

民間施設との連携の部分につきましては、早い時期から市内の民間施設と話し合いを持ってございます。そういう

中では、今回水中体操につきましては、引き受けていただける民間施設があるというように、私どもとしては判断してございます。

菊地委員

今議会にもプールの建設計画を明記、また市営室内プールを早期につくっていただきたいという陳情がたくさんあります。読んでみますと大変切実な、本当に切実な要求です。どの陳情も、一日も早いプールの建設を訴えています。私はプールの建設を訴えている方々がとても元気なのに実は驚いているのです。教育長も何回かお会いになったので、そのように感じているのではないかと思うのですが、水と親しんでいると本当に健康的に高齢期を過ごすことができるのだという、それをみずから証明している方々ばかりだと思っているのですが、小樽市の高齢化、これが深刻だという話ばかりではなくて、いかに高齢期を健康的に過ごすのか、またリハビリテーション、そういうことにも貢献するプールですから、この陳情についても教育委員会としてもしっかりと受け止めて、ぜひ早期の実現に向けて具体的な計画について示していただきたいと思うのですが、その辺についての考え方はいかがですか。

教育部東田次長

前回の陳情に引き続き、またかなり多い建設を願う陳情と、今回の場合は二つ、大きくは六つに分けられているのですけれども、一つは建設計画を明示しなさいという陳情、それからもう一つは新しい施設をつくってほしいという5種類にわたる陳情と、それぞれ読ませていただきました。その思いというのは十分わかりますし、水に親しむ人だけではなくて、生涯スポーツに親しむ人というのは皆元気で頑張っております。いろいろな角度でいろいろな施設が求められることは十分承知しておりますので、こういう陳情に対しても、私ども教育委員会としては真正面から受け止めて、できるだけ施設をつくるというか、施設を維持するというか、そういう立場でこれまでも議論を進め、政策をしてきたつもりでございますので、この陳情にできるだけ沿うように努力をしまいたいというふうには思っております。

菊地委員

新しくプールをつくってくれ、なかったものをつくってくれと言っているのではなく、あったものがなくなるから代替を早くつくってくれというのは、まともな要求だと思いますので、その点についてはしっかりと受け止めて対応していただきたいと思います。

教育部東田次長

そういう意味で駅前の室内水泳プールが今回こういうことで閉鎖せざるを得なくなった。それに対応するために高島小学校温水プールを代替なのかとか、一時的利用なのかとか、いろいろ議論されておりますけれども、代替だろうが一時的利用だろうが、現実的にそういう空間をつくっていくわけです。ですから、そういうことから水に親しまれて、生きがいとか、それから触合いとか、語り合いとか、学び合いとか、そういうものを求めてきた方々については、同じ環境を継続して続けていきたい。そういう思いから教育委員会としてはこれまでも努力してきたと、そういうことでございます。

菊地委員

しっかりと教育委員会に示してやっていただきたいと思うのですが。

教育部長

今のやりとりを十分聞いてございますので、教育委員会としてこのプールについてはやはり今までもやると、検討方針、そして生涯スポーツの観点から、大事な施設という位置づけをしてございます。そういう意味で市長部局にお願いをしてきてございますし、これからもその要請はしまいたいと、こういうように考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

菊地委員

ぜひ次期総合計画の話も出ていますので、大変な状況ではあるかとは思いますが、教育委員会としては、

できれば時期を明記して、この時期までにつくっていただきたいというようなことも含めて、しっかりと対応していただきたいと思います。

国民保護計画について

次に、国民保護計画についてお尋ねしたいと思うのですが、膨大な量ですのでこれを読むのは大変なのですが、国の指示と言ったらおかしいのですが、指針もあるかと思うのですが、小樽市の独自性というか、そういうものが組み込まれた項目というのはあるのですか。

(総務) 白澤主幹

今、素案の段階でございますけれども、この計画を策定するに当たっては、北海道から一つのモデル計画というものが示されておりまして、全道的にこのモデル計画に基づいて、ほぼそれぞれ内容をあまり変えることなく策定しているのが実態でございます。

ただ、その中で一つの市の地理的社会的特徴、第 1 編第 4 章のあたりですけれども、ここは当然それぞれの自治体の状況というものが書かれることになりますので、ここだけはすべての市町村がオリジナルのものになるということになります。

それから、今まだ素案の段階で北海道と協議している最中なので、確定したものではありませんけれども、小樽市として挿入した部分として、第 1 編第 1 章の冒頭に、世界の恒久平和の実現、それを外交努力を続けることが何よりも重要なことという、わずか 3 行の短い文章でございますけれども、これを差し込んで、小樽市としての基本的な考え方をここで述べたつもりでございます。あと、先ほど話しました小樽市の地理的社会的特徴の中で、小樽市は当然、独居老人・高齢者世帯が多いということ、それから年間 750 万人の観光客が歩いているということで、市内で万が一武力攻撃やテロなんかによる災害が発生した場合には、要避難援護者と言われる、昔、弱者と言われていたのですけれども、今は要避難援護者という言葉で表現してございますけれども、そういった方々に具体的にどのような形で情報を伝達して、地域としてどのような形でこれらの方々に手を差し伸べて、いち早く避難していただくかというようなことを、やはり具体的につくっていく必要があるだろうというふうには思っておりまして、現在まだそこまで細かいところまでの道しるべはできておりませんが、基本的な考え方としては、そういったところを踏まえて計画をつくっていかなければならない、そのような素案の内容になってございます。

菊地委員

災害の対策のための国民保護計画というのは、策定されるべきだとは思いますが、実際に武力攻撃事態の対処としては、防衛庁も外からの攻撃はあり得ないのではないかとこのように言っているときに、これをつくる審議会の中では、これは外からの武力攻撃に対処するための計画ではなく、先ほど主幹がおっしゃったように、平和を維持するためにどうするかというその前段の部分の自治体のあり方、責務のとり方、そういう計画をつくらうという話には、片一方で、国がつくれと言っている計画をつくっているわけだから、なかなかそうはならないのかもしれないのですけれども、そういった論議というのはなかったのですか。

(総務) 白澤主幹

実際にそういう武力攻撃事態の発生する可能性は少ないだろうという話は確かにございますけれども、ただ国の方としましては、最近の国際情勢を見ても、まだ大量破壊兵器あるいは弾道ミサイルの拡散をしている、あるいは世界的にまだ国際テロというものの動きも起きているというふうなことで、そういう部分での活動による武力災害が全く起きない、ゼロというふうにはやはり思えないということで、小樽市としてもそういう万が一のことがある以上、やはり住民の安全を第一として、そういう武力攻撃による災害が万が一発生した場合には当然住民の避難誘導、それからけがをした人たちの救済、あるいはこうした災害への対処、戦うという意味ではなくて被害を最小限に食い止めるための措置といったものについて、やはり市内の関係各機関を含めて連携した中で対処する計画をつくっていく必要はあるだろうということで、今策定しているところでございます。

国による平和の外交努力というものは必要だと思いますし、それはやはり国の中できちんとやっていただきたいというふうに我々は思っておりますし、その計画の中では、平和のための計画ということではなくて、万が一災害が発生したときに市としてどういう対応をしていくか、その国民保護措置を的確に行うための計画ということづくっている状況でございます。

菊地委員

万が一にもそういうことが起こらない、こういう国民保護計画に基づく対処が必要ないという国づくりといいですか、自治体づくりが改めて必要なのだと考えます。そのためには非核港湾条例の制定などもその一つの政策ではないかと、改めて思って報告を聞いていたところです。

学習到達度調査について

学習到達度調査について何点かお尋ねします。

これまで何名かの委員もお尋ねになったかと思うのですが、今回この学習到達度調査から何を教訓として引き出して、それを学校現場ではどのように生かそうとしているのか、また、それに対して学校の教員がどう受け止めて、具体的に生徒たちに何を返そうとしているのかについてお尋ねします。

(教育) 指導室長

学習到達度調査の今後の活用という視点からの御質問かというふうに受け止めてございます。今回この調査の実施に当たりまして、今議会の中でも、教員が調査実施に当たって一緒にやっていないのではないかと御指摘もいただいております。しかしながら、実は5月10日に終わりました、これが7月、8月と調査の結果がまとまってきましたら、校長を通してですが、教員が早く結果を知りたい。とりわけ中学校では、初めて1年生の評価を1学期に終えたところであります。このいわゆる標準的といいますのは、どなたが採点しても丸をつけても同じように出てくる問題の妥当性もある、そういうものが科学的に調査されてつくられた問題であります。例えばこれに基づいて自分たちの評価も見てみたいとか、そういう声を聞いてございます。早くこの結果について見てみたいという声をいただいております、これについて11月8日に各小中学校に結果を戻したところでございます。

したがって、各学校では、とりわけ中学校では個別の生徒の指導ということで、その調査結果も出ていますので、もちろんそれが活用されていくものと考えてございますし、小学校におきましては、特に今回この調査報告書にもありますが、データ、いわゆる国語、算数の問題だけでなく生活学習意識という、その両方から兼ね合わせて分析を進めてございますので、そういう中では特に教員の指導のありようというのですか、わかりやすく言いますと、質問を設ける時間をやはり今まで以上にきちんとかけようとか、自分たちで今日の勉強が子供たちがわかったかどうか、もう一回振り返る時間を設けようとか、その必要性みたいなものが改めてこの調査の中から出てきましたし、また私どもが思っている以上に、特に委員である校長からは、授業の中で教員は寝ているはずなのだが、それは響いてないのだと、やはりこの辺を変えていかなければいけないと。つまり授業のありようにしても、具体的にこの調査から変えていくべき方向性を示しているというふうに私どもは考えてございます。そういう意味で、今後これが学校の中で授業レベルで生かされていく。また、私どもも生かされるように、教育研究所所員や指導室の主任指導主事等を学校に派遣しまして、相談に乗りながら、この調査が十分授業に生かされ、変わっていくように努力してまいりたいというふうに思っております。

菊地委員

いまいち具体的ではないような気がするのですが、例えば具体的に。

(教育) 指導室長

具体的というのは指導の内容にかかわるものですから、差し控えていたのです。実は例えば小数や分数の計算にかかわりましてなのですが、これを例にしますと、足し算とか引き算とか、こういうものは5年生、4年生で実は習うのです。ところが、今回、中学1年生の5月の段階で調査をかけてみたら、私たちの思っている以上に、

理解に課題があるというところが明らかになりました。4 年生、5 年生の勉強では、当然小数の足し算の勉強のときには繰り返しの指導をしているわけです。ところが、この後、その小数の勉強は触れられていない。ところが、これが例えば平均の問題とか、ほかの場面でも小数の問題を取り上げて、もう一回 4 年生、5 年生で習ったものを 6 年生でも振り返っていこうではないかという例を示したりしています。

また、「成績」という漢字の書き取りの問題もあります。これは殊のほか「成績」の「績」が特に間違えやすいのです。この漢字も 4 年生と 5 年生で習っている漢字なのです。これについてもその段階では教員も一生懸命指導しますし、子供も一生懸命練習をするわけです。しかしながら、これが十分に身につけていない。この場合の改善の方策として、やはり私どもは 6 年生、中学 1 年生も含めて作文を書いたり、その部分で辞書を用いたりとか、それから既に習っている漢字について書いていくようにしようではないかという、そういう指導をしていきましようということが、実は指導改善のための具体的方策の中での例として示してございました。そういうものを各学校で受け止めていただきながら、練っていきたいというふうに考えております。

菊地委員

そうすると、小学校の教員に対する具体的な取組ということなのですね。

(教育)指導室長

まずは、この調査問題の対象自体が小学校において習った問題というところに焦点を当てているものでございますから、そういう形で小学校について改善をしていく。もちろん中学校についても、今回それぞれ一人一人の生徒の状況についても、客観的なデータという言葉は冷たいかもしれませんが、一つの手がかりとなる資料を各学校に示してございます。したがって、どの部分で小学校では課題があるのかというのもおわかりいただけますので、新しい勉強に入る前には積み重ねが大事ですので、その積み重ねの部分で見ていただけるものというふうに考えてございます。

菊地委員

勉強が好きだということに対してそう思うというのは 3 割とすごく少なかったのですが、これに対する取組というものはどのようにされるのですか。

(教育)指導室長

今、委員から御指摘いただいたところでありますが、やはりわかりやすく言いますと、勉強が大切だと思っている子供たちは 9 割ほどいるということが、今回の調査の中で明らかになってございます。しかしながら、勉強が好きだと回答した生徒の割合で、そう思う、どちらかといえばそう思うを合わせますと約 3 割と全国に比べて低くなってございまして、非常に極端かもしれませんが、仮に 9 割が大切で 3 割が好きだということですから、残り 6 割の生徒は勉強は大切だけど好きではないという状況にあるということなわけです。

つまり好きにさせていくためにはどういうことが必要かと。一つの切り込み口は先ほど申し上げましたように、やはり私どもは褒めているつもりだったけれども、伝わっていない。それから、例えばわかったつもりでいても、わからないことをそのままにしているという子供たちも多くいる。きっちり質問をする時間とか、そういうものを大事にしようではないかと。そして、新しく気づいたことについて、子供が気づいたことを授業でやはり教員はちゅうちょせずに褒めるべきだと。君よく考えたねと、そういう形の指導などを変えていくべきだろうというふうに示してございます。こういう組み合わせをしながら、そしてそれが果たして適切なかどうか。次のやはりこのような調査をかけて、その方策がより磨かれていくといえますか、精ちになっていくものというふうに考えております。

菊地委員

私は、ぜひ達成度とか満足感というものが得られるように授業内容を工夫していただきたいということで、そのために教育委員会と教員がどう努力、協力するかということも大事になってくるだろうと思って、今質問をさせて

いただいているのですが、本当に教員が調査の結果について学習に生かそうとしているのだったら、それはそれで喜ばしいことなのですが、もし協力を得られなかったら、そのことで教員もこの結果について取り組もうとする図式になっていないとしたら、そここのところの信頼関係をどうつくり上げていくかということがない限り、全国学力・学習状況調査をただ仕事だといってやっても、子供にとっていい結論は得られないのではないかという心配も時折しています。そのことを問題提起させていただきます。

教育長

何度も申し上げておりますように、今回の学習到達度調査は評価のための評価をしているわけではありません。ですから、評価のための評価でしたら、学校ごとに平均点をつくって、その平均点がよかった悪かったで済むのですが、今回はその評価のための評価ではないので、子供たちの落ち込んでいるところについてはここですというのを五つずつ三つで15載せていまして、それを解決するためにどういうふうな手だてがあるかというのを後半の部分に書いてございます。それだけでは足りないものですから、さらに各学校に20数枚のドリルを持たせて、そしてそれでさらに解決していくというものでございますので、これは子供に限らず教員自身も、自校の子供たちの落ち込んでいるところ、そういうところを十分理解してもらって、それを補う形で私はこの調査は十分意義があったというふうに考えてございますので、今後とも教員には十分それを理解してもらいながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

小前委員

学校選択制について

教育委員会に代表質問から幾つか聞かせていただきます。

今回のいじめアンケートとか、それから学習到達度調査について、小樽の教員の非協力さは目に余るものがあると思います。これは小樽の教員が自分の指導力に自信がない表れだと私は考えています。このことからわかるように、小樽ではあまりに教える側の論理が中心となった学校運営をされていると思います。代表質問でも申し上げましたけれども、教育を受ける側の子供と保護者が求める質の高い転換を図らなければいけないということで、学校選択制の導入をお尋ねしたのですけれども、真剣に考えていただけますか。

(教育) 学校教育課長

代表質問で教育長の方から答弁いたしました学校選択制でありますけれども、学校選択制というのはそもそも通学区の弾力化の一環ということでありまして、例えば学校は校区が決まっておりますけれども、希望する学校に通学するという制度でございます。現在、市教委が進めておりますのは、子供たちによりよい教育環境を与えるために、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会というのを設置いたしまして、子供たちのためにそういった規模・配置についてそれぞれ検討をしてございます。

したがいまして、今進めておりますいわゆる適正配置と申しますか、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会と学校選択制については目的がそれぞれ違いますので、教育長の方からそれは分けて考えるべきだという答弁をされたというふうなことでございます。

小前委員

真剣に検討するということですか。

教育部川原次長

学校選択制についても一度説明をさせていただきますけれども、質問の中で江別市の例がございましたけれども、江別市の場合は小学1年、中学1年で実施をしているわけですが、一つの学校区域というのをまず設定いたし

ます。その中で人数を確定いたします。例えば 1 学級を超えない範囲で、江別市の例で申し上げますと、江別小学校では 30 人の定員がいたら、9 人募集をかけて 39 人 1 学級ということを行ったわけでございます。

学校の適正配置といえますのは、今議論しておりますけれども、ある程度の規模を持ってきて、そういう中ではある程度の複数の規模を持つための通学区域を設定しなければなりません。そういった意味で、今この規模の配置とあわせてこの学校選択制を導入しますと、学級の定員が定まらないという事態が出てまいります。したがって、今私どもとしましては、この適正配置、学校の規模・配置のあり方を進め、その後の段階でその学校選択制については検討課題にしていきたいという考えでございます。

小前委員

これに関連して、義務教育の年間授業時数に物すごく差があるということで質問いたしましたら、教育長の御答弁は、どの学校も法令に示されている標準時数を確保していますと。子供の実態に応じて適切に授業時間の確保に努めていて、時数の差を生じているとは考えられないと。児童会、生徒会、学芸会、文化祭などいろいろなものがあって、そのバランスが必要だというお答えではありましたが、今回の学習到達度調査の結果は国語も算数も全国平均点以下だという結果です。だから、授業時数をきちんと確保する必要があると思うのですが、いかがお考えですか。

(教育) 指導室長

実は具体的な学校での授業とかの指導にかかわっている部署が指導室でございますので、まず私の方から答弁をさせていただきます。

まず、例えば、算数でも年間の授業時間数は定まっております。そういう中で指導をしているわけでございまして、その中で今回の学習到達度調査との関連ではありますが、これは指導の方法や内容を変えていくということで、指導の時間が増えることイコール指導の中身が充実しているということが、確かに関連はあるのですが、ちょっとイコールではない部分があるのです。

したがって、そういう意味では、学校というのは国語や算数だけの勉強をすればいいということではございませんで、例えば音楽も含めて広い情操を育てていくという関連の中で考えていきますと、答弁させていただきましたように、例えば年間 205 日あったら 205 日遊んでいるわけではございませんので、それぞれ教科の勉強、それから文化祭や学芸会の練習など、つなぎ合わせていくということで、そういう意味で子供たちの全人的な発達を目指しているというところでございまして、また理解が十分でなかったら、当然その部分については時間をかけて教えていくという結果が、そういうところでこういう違いが出ているところもあるとは考えられますが、総体としては答弁させていただいたようなものというふうに理解をいただければというふうに考えてございます。

小前委員

公教育をやっているわけですから、教育課程のレベルまできちり持っていく責任があると思うのですが、

(教育) 指導室長

委員の御指摘のとおりでございます。やはり今までの枠組みというのは時間時数とか、そういうところでございました。小樽においては、それこそ道内でもこういう形でやっているのはたぶん小樽だろうという認識を持ってございます。と申しますのは、こういう中でどういうふうにも内容的にもなっているのが明らかにしていこうという基調になってきていますので、今後、来年もそういう全国的な調査も行われていきますが、どの程度本当に教育の機会均等が担保されているのかという内容の、時数という枠組みから内容という枠組みへ移行していくのではないかと、そういうふうに考えております。

小前委員

校長の採用について

その点は信用することにして、子供を伸ばす実績を上げた教員を校長に抜てきするぐらいの英断はできないのか

という質問に対して、教育長の御答弁は、人格や識見及び指導力が特にすぐれた身体剛健な者で、年齢は58歳未満であり、専修免許又は1級免許証を有していて、教頭の在職年数が2年以上となっているというお答えでございますけれども、私は校長の採用の資格について質問した覚えはないのですけれども、教育長は私の質問をそういうふうにとったのですか。

(教育) 学校教育課長

まず、一つ話さなければならないことは、教員の採用に関しましては道教委がしております。校長の採用についても道教委がでございます。市教委については教職員の服務監督権というのがございますけれども、例えば校長の昇任は道教委が行うという形になってございます。その中で教育長が答弁されたように、1種免許を持っていて、そして教頭として2年以上なければならないというのがございます。

ただ、平成12年に学校教育法の施行令が変わりまして、教員免許証を持っていなくても民間の方が校長になれるという制度がございます。ですから、それは北海道でも現在行ってございまして、小学校、中学校にはございませんけれども、高校では4校ほど民間の校長を採用して、それぞれ民間で得た知識を基に学校を運営しているというケースがございます。

ただ、小前委員の御質問で、教員の場合そういった制度がございませんので、教員の場合ですとおのずから資格がございまして、教頭試験を受けられて、そして校長採用試験を受けられて校長になっていただきたいと、我々は思っております。

教育長

実は小樽市立の小学校、中学校ですが、校舎とか備品とか、そういうものは全部御承知のように小樽市の財産なのでございますが、いかにせん教員の給与につきましては国と道と半分ずつでございまして、当然校長、教頭を選ぶときには、私どもが、私立学校でしたら私はこの人がすばらしいという方をトレードして校長や教頭につけることはできるのですが、任命権者が道教委でございますので、どうしてもそれはできないのです。だから、小前委員の小樽の小中学校にかける情熱はもう十分承知しているのですが、今の段階ではできなくて、高校だけは4名ほどやっているという状態でございますので、そこのところは御承知おきいただければと思いますし、また今国のレベルでいろいろと市町村長に教育委員会の権限を譲るとか、そういうのも出ておりますので、そのときにまた別の考えが出るのかもわかりませんが、現段階ではそういう状況だということを御理解いただければと思っております。

小前委員

教職員の指導について

学習到達度調査の実際は現場の教員の非協力が非常に大きかったわけで、それをどう受け止められたかという質問に対しまして、教員一人一人には法令などに従い、服務上や身分上の義務を果たして、保護者や地域住民の信頼にこたえられるように指導に努めてまいりたいというお答えをいただきました。けれども、そういう非協力的な教員を教育委員会は呼んで指導できないのかという質問には、学校教育法第28条を持ってきて、校長は公務をつかさどり、所属職員を監督するという責任があるから、教育委員会は直接教職員を指導するのはなじまないとお答えしています。この答弁に矛盾はありませんか。

(教育) 学校教育課長

校長の職務は、小前委員が言ったように校長は公務をつかさどり、所属職員を監督するという立場にございます。ですから、これは学校という組織の中で、校長は教職員の上司という立場を示しているものであります。したがって、その上司を飛び越えて教育委員会がその教職員を指導するとか指示するとかという形には、今の法体制の中ではなってございません。ただ、教育委員会としては、学校長に対して今までも連携とか指導とか助言とか、いろいろな形でやってきていますので、そういった中で間接的な形にはなるかと思っておりますけれども、教職員に対してのそういった理解も含めて話をし、学校運営を図っていただくというふうな考え方でございます。

小前委員

教育委員会は今までどおりこの件に関しては何もやらないということなのですね。

教育部川原次長

教職員の指導ということでございますけれども、現行の法の中で学校という組織の中では、校長が教職員について監督する義務がございます。先ほどの繰り返しになりますけれども、教育委員会が教員を呼んで指導するという立場ではございません。あくまでも校長経由という形になりますので、校長を通じて指導をしながら、そして校長から教員にそういう指導をしていただくということが、現行の法の中での流れになってございますので、御理解をいただきたいと思います。

小前委員

朝の読書の実施状況について

では、この学習到達度調査の報告書の結果から、読書の大切さが改めて痛感させられたという思いでした。そこで、朝の読書の実施校を第 3 回定例会で質問いたしまして、増えているという実態がわかりましたけれども、1 クラスでも 1 校とカウントされているという保護者からの報告がありますので、小学校と中学校に分けてクラス数でお答えいただきたいと思います。

(教育) 指導室長

委員の御指摘のとおり、前回の議会の中でも朝の読書の実施状況について御質問をいただいたところですが、実は学校数という形で調査をしてございまして、クラス数ということでは調査をしてございませんので、その部分についてはデータを持っていないということでお許しをいただければと思います。

小前委員

では、教育委員会はあまり朝の読書に熱心ではないということですか。

(教育) 指導室長

まず、あおばとプランの中で、実は読書活動の推進というのを示してございました。そして、今回、実は生活・学習意識調査の中で中学 1 年の例ですが、過去 1 か月間に 1 冊も読んだことのない子供というのは約 40 パーセント程度、41 パーセントぐらいだったと記憶してございます。1 冊も読んだことがないという状況も明らかになってきてございます。やはり私どもとしては、読書活動の推進ということが非常に重要だということにとらえてございまして、それが裏づけられたという認識を持ってございます。今回の調査の中の「調査結果を踏まえた指導上の改善点」の全体の項の(5)でも、読書に親しむ読書活動の推進ということで、朝の読書や全校一斉の読書タイムを設けるなど、読書に親しみ、読書をする習慣を育成する取組を一層充実させる必要があるというふうに示してございます。

ということから、このことについては委員の御指摘のとおり、私どもは重要でないというふうには思っておりません、これは非常に緊要な課題であるというふうにとらえ方をしております。

なお、あおばとプランの中でも示していると答弁させていただきましたが、1 学期の各学校からの報告では、何らかの形で今年度、小中学校を合わせますと 30 校程度で、朝の読書活動等を含めて推進して着手してまいりたいという考えも聞いてございますので、そういう意味では今後さらに内容的な充実、それから委員からも御指摘がありました学校の一部ということで 1 校というカウントでございましたが、クラスごとに調査する方法に変えていきたいというふうを考えております。

小前委員

期待しております。

学校図書室について

学校図書室について伺います。

かなり古い本がただ並べられている暗い部屋になっているような学校もあると聞いておりますので、図書館の司書が暇な折に小中学校すべての図書室を点検していただいて、整理整頓をお願いしたいと思うのですけれども、

(教育) 図書館長

今のお話でございますけれども、学校図書館の整理・点検といいますが、そういう御質問だと思いますが、基本的には学校図書館に学校図書館司書というのが常駐していないということでございます。しかしながら、司書教員といいますが、同じような知識を持って学校の中でそういう業務に当たられて、兼務されている教員はいるわけですので、基本的にはそういう方々が十分な対応をするというのが理想であろうと思います。

今、小前委員がおっしゃったように暇なときというのはなかなか図書館にはございません。お客様が訪れれば訪れるだけ、図書館の司書というのは役割が増えてまいります。年間のレファレンスの業務というのは 1 万 5,000 件ほどありまして、1 日に換算すると 300 件ずつになるということになりますので、窓口対応だけで任せきれなくて、部屋の中で対応するという状況も多々あります。

そういうことから、図書館司書、結局開館前にブックスタートの時間帯をつくったり、閉館間近にレファレンス作業をしたりという、そういう大変厳しい中にございますので、各学校を 1 校ずつ回って、定期的に点検をしていくというのは非常に難しいというふうに私は思っています。残念ながら前向きな答弁にはなりませんでしたが、そういうことでございます。

小前委員

忙しい中を入っていただくということではできないのですか。

(教育) 図書館長

そういう意味では現在小学校等のかかわりで申し上げますと、出前講座というのをやっております、実際に図書館の司書業務に携わっているような教員の方々と、それからよく読書をされている子供たちを対象に、出前講座の中で読書のあり方、若しくは小学校であれば図書委員会、そういう方々との触れ合いを続けさせていただいております。今年度これまでの間 16 校ということになるのですけれども、やらせていただいております。全部の学校というわけにはなかなかいきませんが、そういう形で小前委員のおっしゃったような図書の整理とか自分たちでやるような作業とか、そういうことは示唆できるというふうに思っております。

小前委員

小学校における通知表の記入について

朝里小学校の P T A の方から 2 学期通信欄に初めて記入があるらしいといううれしい電話をいただいたのですけれども、事実ですか。

(教育) 指導室長

今、委員が御指摘の小学校における通知表通信欄の記入ということで、この総務常任委員会においても過去に何度か御議論をいただいたところでございます。当該の校長におきましては、今年度通知表に通信欄を設けるという形で 1 学期に決めまして、その後通信欄の記入についても教員に勉強していただく機会を数度設け、計画的に指導を重ねてまいりました。今回結論であります、2 学期には通信欄に記入をして子供たちの励みとしてまいりたいということで、教員の理解も深まったというふうに聞いてございまして、このように校長としてリーダーシップを発揮して、見通しを持ちながら取り組んでいくことが今後も重要だというふうに考えております。

小前委員

ありがたいことだと思います。高島小学校は昨年 2 学期、3 学期は記入して、今回 1 学期は未記入ですけれども、高島小学校はどうなのでしょう。

(教育) 指導室長

このことにつきまして、本当に 1 学期も、この前の総務常任委員会の中でも御論議いただいたところでござい

す。今回、当然書くという形で校長も指導していただいていますし、そのようになるということで伺っています。いずれにいたしましても、やはりいろいろな手だてを講じて、子供たちのよさを認めながら伸ばしていくということが大事だと思っております。そういう意味で、過去10年、15年前ぐらいから見ますと大きく変化してきております。この流れをとめてはならないというふうに考えております。

山田委員

学習到達度調査報告書について

まず、いただいた学習到達度調査報告書の中でいろいろと調べられた項目がつつられておりますが、この内容で生徒の生活、こういうものを出した経緯について説明いただければと思います。

(教育)指導室長

実は現在の教育基本法も含めまして、戦後まもなく定められて、そして今まで5回以上の学習指導要領の改訂などもやってきました。その中で大きく変わってきたものは、家庭における子供の生活や地域におけるありようであります。学校はあくまでも家庭や地域のいろいろな経験を基盤にしながら、勉強を進めていく場でございます。そういう意味では近年家庭において、例えば食生活や睡眠も含めて、睡眠が十分でなくて学校で朝から眠いとか、食事がとれないで、勉強に集中できないなどの様子も見られるという状況が聞かれてございました。私どもといたしましては本当にそうなのかどうかということから、教科の勉強だけではなくて、生活、学習に対する意識についても重ねて関係づけて分析をしていきたいということから、調査項目の中に設けたわけであります。

山田委員

生徒を取り巻く環境というのは、やはり核家族になって祖父母と接する機会もなく、また学習塾、そういったものに行くと親と子の触合いがなくなる。今、食の問題も取り上げましたが、やはり孤食など、いろいろと問題がある。こういう趣旨で追求されたかと思えます。

それとは質問の角度を変えて、なぜ今この科目、国語と算数を取り上げられたのか。また、従来ほかの科目、社会、理科、英語、こういうものの調査をした経緯があるのか。

(教育)指導室長

今回この学習到達度調査の中で、なぜ国語と算数と数学にしたかという御質問と思えます。まず、国語と算数ということでの教科を選定した理由は、実はこの小学校、中学校9か年、この義務教育いずれの学年でも学習する内容でございます。これがまず1点でございます。

また、この言葉とか言語というのは非常に重要であります。母国語である日本語を正確に理解する。また、数量などについては論理的な思考をしていくなど、これは実は他の教科の学習の基礎となります。例えば社会や理科でも、これはもう当然算数、数学の考え方というのをを用いるわけでございます。そういうことから国語と数学、算数という形で教科を決めていったということでもあります。

次に、他の教科については、どうなのかということでございます。当然他の教科も重要な教科であります。したがって、大昔になりますが、高校の入試問題の科目は現在5科目ですが、9科目ぐらいあった時代もあったと思えます。つまりペーパーテストうぬぬんということではそういう調査問題がある。しかしながら、今回この予算の枠組みを効果的に使っていく。また今回中学1年にしましたのは、実は小学校での経過も見られますし、中学校での指導にも生かされると、限られた予算の枠組みの中で最大限の効果を示そうということから、こういう教科にしたということでもあります。

なお、この他の教科についてもどういう形で把握をしていけばいいのかというのは、私どもは研究課題というふうに受け止めております。

山田委員

学習到達度調査の19ページ、調査結果を踏まえた指導上の改善点の中からお聞きします。

先ほど小前委員が質問した項目と重複するかもしれませんが、(2)基礎・基本など、ここから学んで得たことを生かしたりする学習活動、このことをまず1点。それから、(3)実感を伴った学習が展開されるよう指導をもっと充実させる。これが2点目。第3点目で(4)家庭における学習習慣や基本的な生活習慣の育成、これについてどう取り組みされるのか、具体的にお聞かせ願います。

(教育)指導室長

基本的に各学校での指導ということのありようと基本的な姿勢ということで、この全体という形で示してございます。いろいろな論議の中では、教育委員会指導主事が授業を見ていないのではないかとということもございましたが、現在各学校で授業を見せていただく機会が増えてございます。そういう中で、まずもってこの考え方については5項目すべてにかかわりますが、そういう場で当然取り上げてまいりたいというふうに考えております。また、研修会等もございますので、そういう中でもこの内容については取り上げていくというふうに考えてございます。

特に2点目につきましては、学んで得たことを生かしたりする学習活動というのは、実はこれは発展的な学習内容を指してございます。つまり子供たちが、さらに基本的なことだけでなくで発展させていこうということですから、例えば理科の実験で体積の膨張、水を加熱しますと水蒸気になります。どの程度増えていくかというのは見えません。やはりそこでの驚きを促すような実験を取り入れたり、その中からもう一回、水の三態、固体、液体、気体というのを学習していくか、私どもはそれを実はどの子供にも書いているのです。どの子供たちにもぜひ工夫してもらいたいという意味で示してございますので、指導計画の中での発展というのがどういうふうに記述していくかということで、これについて各学校で注目をしてもらいたいと考えております。

次に、身近な素材、実感を伴った学習というのは、実はやはり体験、経験が十分でないという指摘がございまして。そういう意味からいいますと、勉強を始める最初の段階で、実際に体験してみる場面を設けようではないかということを考えてございます。そういうことから、指導計画の最初の段階でどんな体験をさせていくかという計画について、私どもも今後各学校から出していただく年間指導計画の中でも、各学校と論議をしながら充実をさせてまいりたいというふうに考えております。

最後に、家庭での学習ということですが、実はこれは今までも保護者の皆様ともお話をさせていただいた中で、どうも教員によって宿題の出し方が違うのではないかとこの論議もお聞きしています。そういう意味からいいますと、宿題を出すということをお奨励するということではございませんが、通常、家庭での学習について法則があるわけではありませんが、教員の間における言い伝えといえますが、学年掛ける10分と言われております。つまり小学1年生は10分程度は必ず毎日勉強しましょう。2年生では20分、6年生では60分、1時間。どのように家庭でも学習していくかということが、このことについては校長を中心に学校として、きちんと来年度本校としてはどうやっていくのか、この話を決めてもらいたいということで話をさせていただいておりますし、このことにつきましては校長会等でも、家庭における学習習慣や基本的な生活習慣の育成について、学校としての姿勢を明確に持ってもらうような指導をしてまいりたいというふうに思っております。

山田委員

この報告書を基に父母、PTAにはどのような活用、又は周知されるのか。

(教育)指導室長

実はこの調査報告書は、できるだけ多くの方々に見ていただくために、今回インターネットでも公開させていただいております。また、校長にもお願いしまして、報告書を学校に置いていただき、市民の目を触れるような形をとってございます。

また、今後は例えば家庭での生活状況ということでの課題も見られますことから、市P連などともお話の場を持

たせていただきながら、御理解と御協力をいただければと思っております。

山田委員

教職員の休職、免職の状況について

最近、奈良県の職員が不正に休職をした問題などいろいろ取り上げられているのは、皆さん周知の事実だと思います。そこでお伺いいたします。先般、公立学校の教職員の休職者が173人いるとの新聞報道がありました。そこで本市の状況をわかる範囲で教えてください。

それから、その休職となった原因、病状についても、わかる範囲で伺います。

(教育) 学校教育課長

現在の中で、学校の教職員の休職は一人でございます。内容につきましては抑うつ状態という形になってございます。つい先般まで病気でもう一人が休職してございましたけれども、お亡くなりになったということなので一人です。

山田委員

それでは、関連してもう一点懲戒などの処分状況が道内で5人とお聞きしていますが、もし本市であれば聞かせてください。

(教育) 学校教育課長

懲戒の状況ですけれども、これについては私どもにきている資料の中では今年度処分措置したということになりますけれども、平成17年に事案があったということもありますけれども、聞いておりますのは8月31日現在ですけれども、57件ほどあるという形になってございます。

内容につきましては、スピード違反などの交通事件が38件、体罰が5件、わいせつが5件、セクハラが1件、金銭が1件、その他が7件で57件ほどということになってございます。

山田委員

もし差し支えがなければ、その他の7件はどのような形になっておりますか。

(教育) 学校教育課長

7件のうち主なものは同僚の教員住宅に侵入したとか、それから弁当代金を搾取したなどの事案があったということでございます。

山田委員

改正教育基本法について

戦後60年たち日本の教育をめぐる状況も大きく変化しております。現在、いじめや不登校、学力低下、教育格差、こういった問題が山積している中、現在の改正教育基本法、これが成立いたしました。いわゆる教育基本法が59年ぶりに改正されたということですが、皆さんからよく言われるのは、個人の個から公の公、この重視ということで大きく転換されてきているということになっております。まず、そこについて何かありますか。

(教育) 指導室長

今回、国会において改正されました教育基本法にかかわっての御質問ということでございますが、新聞報道各社等それぞれの立場でいろいろ書かれていると認識はしてございますが、今回委員が御指摘のところは特に教育の目標ということ、改正の教育基本法の中では、これまで以上に教育の目的、目標、理念を一層明らかにしているのではないかというふうを受けてございます。と申しますのは、改正の教育基本法第2条におきまして教育の目標を規定してございまして、特にその第3では「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」というふうに明確にきてございます。ということは、これは実は公と個を対立して考えるものではないのではないかというふうには、こういう授業の中では考えております。と申しますのは、中学校の社会科、この目標自体が、例えば、「我が国の国土と

歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を養い、国際社会に生きる民主的・平和的な国家社会の形成者として必要な公的資質の基礎を養う」というふうになってございます。このようなところからも公と個とというところのバランスということで、教育の中でも具体的に含まれてございます。そういう意味ではより一層明確にしたものではないかというふうに考えてございます。

山田委員

それでは、いわゆる国の管理が強まる、こういう危ぐというのには抵触しないのか聞かせてください。

(教育) 指導室長

国における公が決定されたことではございますが、これについてコメントというふうにはならないかと思いますが、ただ委員が御指摘のところは、たぶん教育行政にかかわりまして改正教育基本法第16条のことではないかと思えます。いずれにいたしましても公教育は法令、法律に基づいて実施されるということでございますので、この改正教育基本法の趣旨を踏まえながら、適切に運営をしていかなければならないのではないかとこのように思っております。

山田委員

あと、ある程度二、三点の細かい点、改正していくにはいろいろあると思えます。もし道順といいますか、流的に今どのような形で何が改正され、何がどう定義されるのか。

(教育) 指導室長

今回、教育基本法が改正されたところでございますが、この中で教育振興基本法計画、これも示されてございます。他の法令を見ますと、例えば環境基本法という法律がございますと、必ず対で環境基本計画という形になってございます。今回、教育基本法についての教育振興基本計画が定められまして、具体的な今後この基本計画の中で数値目標など、例えばいじめや校内暴力を5年間で半減するとか、目標が出てくれば数値目標として当然示されて、それに向かって努力していくような学校教育等が展開されていくのではないかと考えてございます。

なお、このほか学校教育法等の関係法令についても、今後改正が行われていくものというふうに考えております。

横田委員

特殊勤務手当について

特殊勤務手当についてお尋ねいたしますが、私は平成13年第4回定例会で特殊勤務手当の話をさせていただきました。見直した方がいいのではないかと。それで二、三点のおかしいという例を挙げながら、見直しについて質問しましたけれども、御答弁では見直しは必要だと。14年度中に一定の方向を出していきたいということでしたが、今は18年度であります。それで、財政再建推進プラン実施計画等々にも給与体系の見直しというのですか、そこにも特殊勤務手当については書いてありますが、13年度以降今までの流れを簡単に知らせてください。

(総務) 職員課長

今までの流れということだったのですけれども、私も今年度来たばかりですので、その流れということについてはお話できないのですが、ただ今の状況をまず説明させていただきます。

実は平成16年度から18年度にかけて、聖域を設けずに一律15パーセントを削減しております。職員体制につきましても、一律15パーセント削減というのを3年間続けてきております。現在、特殊勤務手当につきましても89項目ございまして、それを来年の4月実施に向けて23項目に整理しまして、これを現在、労使協議ということで組合に提案中でございます。医師とか看護師といった特別な要員を除きまして、我々一般行政職等の特殊勤務手当について話しますと、75項目、現在特殊勤務手当がございまして、今後12項目に整理したいということで組合に提案してございます。効果額としましては、4,700万円ほどの削減効果になるかというふうには考えてございます。こういったことで、現在提案中でございます。

総務部長

今、委員がおっしゃった平成13年度の御質問の14年度中というところで、実は取組としては関係職員団体との話し合いということで取り組んでもきていたわけですが、実は財政問題及び15年度の段階で再建プランをつくるという中で、財政健全化計画の実施計画をつくるという中で、勤務賃金に手をかけるということも含めて総体的に人件費の抑制をするということの中で、いろいろな提案をするという、こういう状況の中でも、特殊勤務手当については個々の見直しというのはかなり難しいような現状に正直言ってございまして、今、職員課長から答弁させていただいたように、総額的にまず1回15パーセントを削減して、そして基本賃金の3パーセント・5パーセント・7パーセント削減の提案をしながら、職員に理解を求めていった。その後、今申し上げたように、せんだっての提案の中で、いわゆる15パーセント削減ではなくて、基本的な制度を全廃するというのを前提にして今提案をして協議中と、こういう流れでございます。

横田委員

医師、看護師を除いて75項目が12項目というのは、相当、大幅削減になったようでありますけれども、恐らく特殊な勤務で本当に大変な勤務には、それは逆に手厚くしてもいいと思います。ただ、その平成13年度に例に挙げたような、これはいかかというようなものがずいぶんございました。それが12項目になるというわけですから、大分おかしいものは当然削減されているのでしょけれども、例えば当時言ったのは、これ職員課が主催する研修の講師として従事する。これに対する講師をやったら、講師は今750円ですが、当時は幾らかわからないから、これを0.85で割ればいいので金額でしたけれども、これは当然なくなりますね。残りますか。

(総務)職員課長

先ほど総務部長からも答弁しましたとおり、新たな特殊勤務手当として来年度からスタートしたいという考え方ですので、当然のことながら、今お話の手当につきましては、なくなっているということでございます。

横田委員

それでは残る12項目、簡単にどんな手当が残るのか。

(総務)職員課長

先ほども説明しましたとおり、現在、労使協議中ですので、結果につきましては、妥結後ということになりますけれども、現在提案中のものとしましては、大まかに言いますと、例えば異常な気象下で、消防職員とかあるいは建設部の職員とか、そういった職員が応急作業に従事したときとか、あるいはまた道路上で交通を遮断することになっているいろいろな作業を行うとき、これは危険手当といいますか、そういった観点からということでございますけれども、そういったもの。それから、例えばし尿浄化槽内において浄化槽の清掃を行うというような劣悪な環境下での作業といったときの手当、それから病院あるいは消防職員が深夜に勤務する場合、これは特に消防職員につきましては、全職員ではなくて通信指令に従事する職員ということで、これは国に準じた形で考えてございまして、そのほか医師の特殊勤務手当ということにつきましては、医師確保の観点から削減分を元に戻して従前どおり設けることで考えてございまして、それと、あとは通勤のために通常通勤手当を支給されている範囲外の休みの日に出てくるという実費負担の考え方ですけれども、そういったことで特殊勤務手当を設けていくとしたこととか、また、人事交流等で勤務時間が違う先に派遣されているといったようなものもございまして。

横田委員

現行の特殊勤務手当の金額の大きいものがあるのですが、これはたぶん重要だとか困難だということを出している部分は、病院等を抜きますと、し尿の処理とかごみ処理、それから「葬斎場の火葬の業務に従事する」、この辺もなくなるのですか。

(総務)職員課長

し尿といいますか、先ほども話したのですけれども、し尿の浄化槽内ということで限定しておりまして、環境が

劣悪という考え方でし尿の浄化槽内というようなことはございます。あとは単純にごみを収集するとか、そういったことにつきましては本来業務でございますので、そういったものは整理をさせていただきます。

横田委員

葬斎場はかなり大変かと思えますけれども。

(総務)職員課長

葬斎場も確かに大変なのですが、火葬に従事する職員につきましてはそれが本来業務という考え方でございますので、これにつきましても整理させていただいております。

横田委員

わかりました。組合とのあと妥結点とか、そういうことだと思いますが、平成19年度から実施ということによろしいですか。

(総務)職員課長

来年の4月1日実施を目指して、今協議中でございます。

横田委員

時間外手当と特殊勤務手当を合わせて3,500万円の削減ということですね。今、削減額4,700万円と言ったのですけれども、これは。

(総務)職員課長

時間外手当、特殊勤務手当と合わせて3,500万円というのは、特殊勤務手当を1,500万円で見えておまして、時間外手当を2,000万円ということで、トータルで3,500万円の効果があるという見方をしているのですけれども、これにつきましては積算の時点の違いもございまして、かたく見積もってということでの積算でございますので、現在、これは4,700万円というのも、平成17年度決算ベースとかそういったものに基づいておりますけれども、病院の効果額につきましては、かたいところで見積もってということで1,500万円と、それから時間外手当の2,000万円を足しまして、3,500万円という効果額で話ししてございます。

横田委員

持ち出ししないということによろしいわけですね。

情報公開条例について

情報公開制度について、先ほど菊地委員からもお話がありましたが、これは見直しということであります。第2回定例会でしたか、私、学校の職員会議録の情報公開でいただいた資料の氏名がすべて塗りつぶされていると、これはどうなのだという質問をしました。そのときの総務課長の答弁ですが、現在、小樽市の情報公開条例の見直しについても検討している。そういったことでやっている。方向的には公務員情報、職とか氏名とか、そういうものの流れについて今議論をしていますので、今後はそういう流れに進んでいくのではないかとということで答弁がありましたが、今の議案で出ている条例案ではどういうふうになっていますか。

(総務)総務課長

現在、お示ししている情報公開条例案でございますけれども、その中に文書の開示義務ということで第7条がございます。本来、不開示情報が記録されている場合を除き開示しなければならないという形で、原則開示ということで規定をさせていただきます。その中の不開示情報の中に、法令等で逆に開示できないもの、その他ございますが、個人に関する情報というのは、原則これは不開示としなければならない。

ただ、ここにも例外がございまして、例えば法の規定、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報。それから、人の生命、健康、生活、財産を保護するため、公にすることが必要であると認められているもの。それともう一点、当該情報が公務員等の職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分ということで、これは現職、個人の場合でも公務に係るもの、これについては一定の権

利益が侵害される場合は除くという限定はございますけれども、基本的な職務遂行については、名前ということも公開の対象になるという規定になってございます。

横田委員

何か法律というのはすごく難しくつくっていますけれども、今言われたように不開示情報の中で、不開示情報は個人に関する情報があるのですが、その中でも公務員の職務に関する職氏名については例外だと、開示してよろしいということなのですね。そういう解釈でいいですか。開示できるのですか。

(総務) 総務課長

原則は開示ということ、ただ例外がございまして、それを公開することで当該公務員の個人の権利利益が害される場合は除くということございまして、当然公務にかかわる部分でございます。

横田委員

そうですね。職氏名を公開することで、個人の権利利益が害されるおそれのある場合は開示しないということなのでしょうけれども、これを職員会議録に置きかえると、どうですか。

(教育) 学校教育課長

以前の 3 月の国旗・国歌に関しまして、そういった形の中で職員会議録を開示いたしました。そのときは氏名につきましては個人の思想信条が侵されるということで氏名を伏せてございます。今回そういった形が変わりまして、公務に関する限りということになれば、その職員会議録の内容について公開、開示といいますが、そういった方法の中でケース・バイ・ケースという形になると思いますけれども、そういった方向で考えていきたいというふうに思います。

横田委員

職員会議も別に公務というか、学校の方ですから当然公務員の職務ですから、今度は公のものになると思いますので、そこで氏名限定はもちろんありますけれども、開示できるということだと思います。

前回いただいたというか、公開、開示してもらったもの、すべて氏名が真っ黒です。どの氏名も、明日の運動会が何時からだという発言のその氏名も消してある。これは、全く消す必要はないという気もいたしますので、今後開示すべきかしないかは別にしても、個々の現場で対応することになるのでしょうけれども、できる限りやはり公務員の職務に関することでありますから、例えば自由かつ達な議論がうんぬんということも言われていましたけれども、そうではなくて、やはりそれはき然としたというか、確信を持って発言されている、あるいは職務をされているわけですから、そういったものは開示していただきたいということを申し上げて、最後に総務部長にお聞きします。

総務部長

今回の情報公開の条例案で、今個人情報保護というような裏表の関係なのですが、趣旨としては、いわゆる開示をするというのを原則的に持っている考え方ですので、一定程度今後進める中では制限もありますけれども、基本的なスタンスとしては開示をしていくという、こういう方向で取り組んでいきたいというふうに思っています。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 15 分

再開 午後 3 時 30 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

平成会に移します。

上野委員

平成17年度決算の人件費について

まず、平成17年度決算で全会計の人件費を示してください。

(財政) 財政課長

全会計の人件費ということで、現職の賃金も含めた数字で、一般会計、特別会計、四つの企業会計を含めまして約192億2,500万円となっております。

上野委員

改めて数字を聞くと大変な数字だと。1年間小樽市役所を休業して、そしてこの金を払わなければ全部というような感じで、これは決して100パーセント、120パーセントはありませんけれども、やはり今小樽の昨年度の決算の人件費が190億円。いろいろ財政について、病院を含めて財政の方としても、小樽市のトップの方たちも頭を痛めてどうやったらいいのかと、御苦労はもう十二分に私たちもわかります。

もちろん職員の人件費の削減、市長においては、来年度は25パーセント削減、一般職では、職員においては10パーセント。それも大変なことだと思いますけれども、今この2年間ぐらいで小樽をつくっていかないと、私も一般質問で申し上げましたけれども、今やると私は夕張市みたいなことにはならないと思う。これはなっていないからそう言えませんが、どうですか。思いきって平均20パーセントぐらいに1年間、2年間はやっていくという。これは、市長は25パーセントですから、もちろん準じて幹部の方たち、給与の多い方はそれに準じた額でやる。一般、若い人は減らしても微々たるものですから大変でございますので、そういうことを考えて、今、素案にあるのかないのか。将来的には、もしなってしまうえばこんなものではございませんので、平成19年度にはある程度削減の内容は示されていますけれども、19年度、20年度かけてそういう思いきった大なたを振るうということが頭の中にあるのか、また、指針の中にあるのか。

財政部長

今、病院事業会計の関係もありますけれども、これはもう今回の議会で皆さんからたくさんの御質問をいただいて、皆さんにひとしく内容も同じような答えをさせていただいておりますけれども、一般会計の赤字の解消を原則7年度以内、それからこの実質公債費比率が18パーセントを下回るような格好にする計画も7年度以内。そこに今言われる病院事業会計の関係で、今までは不良債務比率が10パーセント以上であれば、その計画を進めなければならなかったのですが、これ今度は収支不足比率という名前に変わるのでありますが、これも同じ10パーセント以上を超えると計画をつくらなければならないという中で、今、病院事業会計のいわゆる不良債務と思われるものが、現実的に平成18年度の決算を終える段階では、44億円の不良債務という形が明らかに出てまいります。そういうことが起きたことによりまして、一般会計と病院事業会計の間でその解消をするという計画を今つくって、道から求められて、そして道と協議しているわけです。これに対して、今まで我々が持っておりました財政再建推進プランの実施計画が平成21年度まででございましたけれども、その段階が立ち行かないので、さらに23年度、24年度というふうに延ばして、その中で累積の解消を図っていこう。そして、病院事業会計の不良債務44億円も両方の努力によって解消していこうということ、今やり遂げようとしているわけです。

現状の中では、ここ一、二年のうちに赤字を解消せよとか何かということにはなっておりませんが、現行の制度の中では、いわゆる標準財政規模の20パーセント以上を超えれば、いわゆる準用再建団体の道を歩まなければならないということになるわけですが、現行制度の中ではまだそうはなっていないという中で、とにかく一定年度内の中で解消すべきものはしようということ、今やっております。

これも何度も言っていますけれども、それは一番大きいのは人件費の見直しということで、これも財政再建推進

プランの18年度末では7パーセント削減なのですが、19年度、20年度、21年度までは9.8パーセント、約10パーセント削減です。これを当分の間さらに延長して続けていこうと、あるいは退職手当債の導入をしよう。そういうようなことで人件費の総額を落とすことによって、いわゆる目的を今達成しようという段階にあります。

これは一回計画をつくった、その7年の間いいですというわけではなくて、毎年この点検をします。したがって、例えば18年度の決算がどうであったのか、あるいは19年度の決算がどうであったのかによって、さらに踏み込んだ計画づくりというか、収支の見直しをしなければならないことになる可能性があります。そのときになったら、当然今のようなシミュレーションではいかないわけですから、そうなればさらに人件費の総額なりをどうやって落としていくか。いろいろ方法はありますけれども、そうなった時点でまた考えていかなければならないことで、今すぐこの2年で解消するために思いきって20パーセント削減するとか何か、そこまではまだ考えておりません。

上野委員

きっとそのような答えが返ると思ったのですけれども、私はやはり長期的な中でやっていくよりは、短期的に職員も、もちろん議員も含めてです。皆さんだけではなく全人件費ですから、含めてやはり2年間でもう終わると思えますし、しかし大半の職員はこれから長く市役所に勤めるのですから、私は短期的な目でこの解消を図ることも一つの重要なことではないかというので、これはもう答えは出ないと思えますので、また折に触れているいろいろな中で考えていただければありがたいと思います。

学習到達度調査について

学習到達度調査報告書についてです。こんなに立派なものが本当に要るのかと思いついて、残念に思ったことは、生活学習意識調査というのは、これはある程度必要と思えますけれども、国語と算数、先ほどからいろいろ質問がございましたけれども、これは現場の中学校の例をやりましたから、中学校の教員はどう思っているかわかりませんが、本来ならば小学校のときにこういうものはきちんと教員から、小樽の学力の程度はこのぐらいですということは、何も一斉に調査をしなくとも、常日ごろきちんと小学校の教育をやっている場合は、中学校に今こういう程度ですからというような方向が出てくるのです、小学校も中学校も同じ市立ですから。調査結果を見ていて、大変何かその辺が私は残念です。

それから、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会の委員名簿には、一般の教員は含まれておりません。これもいろいろ教育委員会から説明ございましたけれども、これを見ると、委員として校長が4人ですか。教育委員会の指導室長を含めて事務関係者が5人です。この検討委員会をこういう形でやっていることも、私はどうも不思議だと思います。一番肝心なのは校長ではないのです。これをどう生かすかというのは教員なのです。私はそう思います。なぜ、検討委員会に一般の教員が入っていないのですか。

(教育)指導室長

まず、最初の御質問、学習到達度調査を実施する意義ということかと思えます。重要なことは評価といいますが、例えば九九の勉強をしたら、その終わった後に評価をします。ただ、ここは短期的な評価であります。中・長期にわたって子供たちがどの程度理解をしてきているのかというところが、やはりこの小樽市全体で調査をしていく意義だと思っております。

したがって、こういう標準化された調査用問題によってある傾向を見いだして、そしてその傾向について対策を図っていくという、こういう形がもう本当に久しぶりにこの小樽で行われたということでありまして、このことについてはいろいろな過去の経過があったのだらうと思えますけれども、今後はやはりこういう標準化されたものを一つの目安としながら、そしてそれについて御理解をいただく素地もつくっていきながら進めていくという中で、本当に小樽の子供たちが力をつけて、将来のまちづくりを担ってもらえるようにしていくための一つの施策であるということで、私どもは重要であるということで、あおばとプランでも位置づけてございまして、今後もこの調査についてはいろいろな会派のお考えはあろうかと思えますけれども、私どもとしては、これを継続して、そし

て検証してまいりたいということでございます。

2 点目に小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会の構成ということであります。実はこの調査報告書についてであります。道内では、これだけ内容を示しているというところはなかなかないというふうな受け止めております。と申しますのは、実は校長を除くスタッフとして、所員も含めて道の指導主事経験者などや元指導室長など、教育行政といいますが、教育課程にかかわっての経験を積んだ人たちを集めているわけです。そして、その中で分析をしてきたということで、基本的な分析のスタンスや、そういうものについても、ある程度専門性の中でこれをつくっていったということをお理解いただきたいと思います。

ただ、ほかのまちでも実践に基づいた資料をつくっているところもあります。やはりこれは今後理解が深まっていく中で、教員が実践してきたことをこういう報告書に載せていくということは、当然今後やっていかなければならないというふうな思っております。

上野委員

やったということを私はだめと言っていないから、意義はあったと思います。しかし、先ほど言ったように、通常の勉強の中で、これは十分教員が取り組めばできるはずなのです。教育委員会が主導しなくても、通常のきちんとした教育が行われているならば、校長会もあるし、学校でこういうふうなやろうと決めたら私はできないことはないと思いますので、今後ともただ教育委員会の指導でなくて、これが一番小樽の難しいところでございますけれども、今後やっていくという気持ちもございませぬけれども、やはり教員も一緒にこれをやっていかないと、こんな立派な本を、これももちろん全教員に配りましたね。ああやったのかというだけで、置きっぱなしにするだけで、きちんと見てくれているのかというような不安もはっきり言ってございませぬ。だって、このテストに教員は参画していないのですから。自分たちがやったものに対しては一生懸命見ますよ。でも、自分たちが参画しない、校長と教育委員会がやったテストに対しては、この学習到達度調査については、意外に私は教員の意識が低いのではないかなと思うのですけれども、今これを終えていかがですか。

(教育)指導室長

御指摘として謙虚に受け止めなければならないと思っております。ただ、いかんせん、こういういわゆる科学的な手法をとって調査をかけていくということについての誤解もあると思っております。今回調査をしたことによって実態に迫っていくという、そして委員も御指摘のとおり、確かにこの 1 時間の授業を改善すればよくなるだろうと。全国各地でこういう標準化された調査を行うようになってきたというのは、実は内容的に本当に理解しているのだろうかとかという一つの物差しの中で、きちんとその学年相応の力をつけていかなければいけないのではないかなという考え方になってきているという教育の流れについても、一定御理解をいただければと思っております。

いずれにいたしましても、教員については、こういう初めての調査ということでの戸惑いや、またいろいろな考え方もあろうかと思っておりますが、この回数を経ながら、その中で本当に委員の御指摘のとおり、教員と一体となってこういうものが進んでいくように。これはほかの施策との絡みもあると思っております。これだけではないと思っております。そういう中で、もちろんその学校のトップである校長にも十分理解をいただく。実は校長の中でも、こういう標準学力調査といいますが、標準化された調査問題について実施した経験のない校長も多数いるという状況にございまして、そういう中で私どもとしては、十分こういう理解を深めていただきながら進めてまいりたいというふうな考えております。

上野委員

どうぞ深くやったものでございましたから、このような立派な、ただでございませぬので、財政難の折、お金もかかっています。それで、中学 1 年でやりますけれども、問題は小学校なのです。たまたま中学 1 年を対象としてやったということで、実際は小学校のときのことを調査しているのです。ですから、やはりこの調査結果をきちんと中学校だけでなく、逆に小学 1 年からこれを生かしてどう取り組むかということをお早急に進めていかないと、せ

っかくプランを立てた意味がございませんので、どうぞよろしくをお願いします。

心の教育について

次に、いじめと命の問題で、本当に昨今、命ということが急にいろいろな面で浮上ってきて、私も僧りよの一人として、いつも通夜とかいろいろなときに命の問題を言います。私たちは命を持っています。私たちは命をもらって生きているのです。というのは毎日、朝昼晩食べますけれども、98パーセント、99パーセント全部が命なのです。米にしたって、みそにしたって、しょうゆにしたって、もともとは命なのです。豆とか、全部命をいただいて私たちは生きているのだということを、このわかりきっていることがやはり子供たちにはわかっていないのではないかと。栄養があるとか、これを食べれば健康になるとか、ビタミン何がいいとか、そういうことは語られているけれども、本当に命の問題は、私たちは命をいただいて今の自分があるのだということを。ですから、昔は、御飯を食べるときには必ず両手を合わせていただきますと、これは感謝の気持ちなのです。終わったら、ごちそうさまでございましたと言うのは、あくまでもそういうものに対する感謝なのです。命に対する感謝、つくっていただける感謝。

私はそういうことを学校できちんと教えているのかと。教員もそんなの当たり前だから、そんなこと一々言わなくたっていいのだと。しかし、子供たちは意外にその辺が何で御飯をいただくときにいただきますと言うことがわからない。私はこれ一番の学校で大事なことはないかと。そういう教育はなされていますでしょうか。いかがですか、命の大切さを含めて。

(教育) 指導室長

いわゆる心の教育ということだと思います。十分すぎることはないというふうに思います。と申しますのは、さまざま家庭環境を背負いながら子供たちが来ている。ただし、私たち学校では、その家庭環境のことについてどうこうというふうにはならないと思います。基本的には学校としてやれることを、役割を担っていく。そういう意味では、以前にも委員から御質問をいただいてございます心の教育の充実、その考え方は当然私どもも同じような立場に立ってございます。そういう意味で体験をして、その中で痛さをわかるようにしていかなければいけないとか、ボランティア活動にも従事していこうとか、そういう取組に着手し始めている。ただ、それをやればいいとは思っていません。それだけではないという形の中では、もちろん道徳についても、道徳の時間のありようについてはいろいろ御指摘もいただいておりますが、当然教科も含めて教員にもいろいろな考え方がありますが、子供の命や命を大切にすることが、いろいろな考えを越えて一致できているものと認識しています。そういう意味でさまざまな実践も行われているというふうにご考えてございますので、学校を応援していただくという意味から、家庭や地域の力をいただきながら、今後とも心の教育の充実ということで進めてまいりたいというふうに思っております。

上野委員

この中にもいろいろ書いていますけれども、もっと現実的に子供たちがすぐわかるようなプランでなければ、そういうことをやっていかないと、なかなかこれからの子供の教育は大変ではないか。現実的なものをきちんと教えていくと。心、心と言っていても、現場ではどうやっているのか。私は前に一度指摘したのですけれども、あるところで、今はそんなことはありませんけれども、給食を持ってきて、私たちのいるところでこんなものを生徒に食わせているのだと、こういうことを言った教員がいるのです。これは何年か前に、小樽にはそういう時代があったのです。私、何を言っているのだと思いました。給食ですよ。こんなものを食わせて小樽の教育はどうなっているのだ。こういうことも実際あったのです。

ですから、これからはやはり今取り組もうとしていることに対して、教員を中心に、それでも教員がわからないと子供に伝わっていきませんから、何も教育長がやれと言ったって、心の教育をやれと指導室長が言ったって、小樽は広いのですからね、やはりそれを教えるような教員の教育を、ぜひこれは何も道教委も文部科学省も関係ございませんと、小樽は小樽で独自にできるのです、そういうことは何にも。ぜひそれを取り組んで、こういうプラン

が制定されましたので、もっとかみ砕いて取り組んでいただくことを、これも希望しておきます。

次に、いじめの問題が全国各地でいろいろなマスコミを通して大変大きな問題になって、各都市でも取り組んで、たまたま私、広島県府中市からこれをもって、あそこはこういうものでいじめに対しての緊急アピールとか、それから文部科学大臣からのお願い、こういうのが小樽市も出たはずですね。これは全部各父母に行ったらしいです。その家の方がくれましたから。こういうただ印刷しただけでございますが、内容的には大変いい。こういうものはすごくお金をかけていつつったかというのを聞きたいですけれども、子供たちとか中学校とか父母とか、教員にまでつくっているのですね、これだけのものを。「かけがえのない子どもたちを大切に」、これはいつつったのですか。

(教育) 指導室長

実はいじめにかかわりまして、今滝川市におけるいじめを起因とした自殺にかかわっての問題が出てきたということですが、これは平成 7 年、8 年そのときにも実は葬式ごっこという、御記憶にありますでしょうか、こういうもう非常に悲惨ないじめという経過があったわけでございます。それを経て小樽市教育委員会としては、継続していじめの問題については取り組まなければならないということから、私ども内容についてはその時々修正を加えながら作成した経緯がございます。毎年これについては子供たちに、繰り返しにはなるかもしれないけれども、私どもとしてはメッセージとして出していきたいし、学校でもこれを適宜活用していかなければということから出してございます。

上野委員

「かけがえのない子どもたちを大切に」は、今年つくったのですか。

(教育) 指導室長

いいえ、毎年出しています。

上野委員

『いじめを「しない させない 許さない」』、「すこやかな成長を願って」、「あなたを守るために」この三つはどうですか。

(教育) 指導室長

今、委員がお持ちのものは今年出しています。

上野委員

「あなたを守るために」は、いつつったのですか。

(教育) 指導室長

これにつきましても、実はその内容はいじめということではございませんで、いじめだけではなくて「子どもの権利に関する条約」や、それから虐待ということの部分が、それこそ先ほど申し上げました平成 7 年、8 年とは異なった状況が出てございます。そういう意味では子供への啓発が必要だろうと、各方面からも教育委員会に対しての要請がございました。そういう中から、これについて新たに「子どもの権利に関する条約」や虐待にかかわっての意識啓発という、教育委員会独自でこれは作成して配布したものであります。

上野委員

「あなたを守るために」は、いつつったのですか。

(教育) 指導室長

今年です。

上野委員

それからもう一つ、「すこやかな成長を願って」は、いつつったのですか。

(教育) 指導室長

今、委員が示されましたリーフレットでございますが、家庭では愛情を注いだ家庭教育というのをされているわけですが、このリーフレットは小学1年と中学1年の児童生徒がいる保護者に対して、学校へ入るときにこういうことを大切にしてほしいという願いからつくってございまして、毎年保護者になられる方々にお配りをし、家庭教育での参考にさせていただきたいということでお配りをしております。

上野委員

私もこれを見て、長年からこういうことを小樽市教育委員会がきちんとこういうふうにしてやっていることを、私は今答弁も聞きましたので、今すぐつくったものではないと、これはずっとやっているということで、私も大変この資料に対してはいろいろ評価をしたいと思います。聞きたいことがあるのですけれども、教員向けにつくっているのがありますね。「かけがえのない子どもを大切に」、これは小学校と中学校の教員向けにつくったのですね。「あなたの人権意識をチェックしましょう」の欄があるのですけれども、これはただ教員に配布しただけですか。何かチェックしたことがあるのですか。また、チェックした結果がございしますか。

(教育) 指導室長

実はこの構成は人間尊重の心をはぐくむためにということで、体罰というのが全国各地で見られたり、また、いじめだけではなくて虐待というところでは虐待防止法、特に改正がありまして、教員につきましては守秘義務に優先して通告しなければならない。そういう意識啓発も必要であるということから、私ども小樽市教育委員会として、教員にもそういう意識を持っていただきたいということから、これを配布しているところでございます。

そういう意味でこのチェックということは、教員自身が行い、点検をされる必要があると思っておりますし、例えば教員の人権意識を見直す観点ということで下に6項目ほど例を示してございますが、常日ごろこういうものを見てただしてほしいと思っておりますし、自分だけでなく、職場の中で教員同士が互いにどうなのだろうかということで、人権意識を持って教育に当たってもらえればということでありまして、結論から申しますと、チェックという形を一人一人に求めているという状況にはありません。

上野委員

これは、チェックは求めてはいないということでございますけれども、現場でそういうことをチェックしているのかということ、把握する方がよいのではないかと思います。

改めてせっかく教員に配布したものですし、府中市ではガリ版のものしか出していませんでしたけれども、小樽市はこういう立派なものですし、ただ一方通行で終わらないように、こういうものはやはりきちんと学校の中で、学校の教員に配って終わりだというふうにならないようにしてほしいと思います。これまでの努力はもちろん評価いたしますけれども、この問題は今回が終わったからもう終わりではない。毎日、毎時間、このように意識を持っていかなければ、やはりまたこういうことも起きますので、どうぞ今回のことを教訓にして、今回の場合も、私は若干やはりこういう努力が実になってきていると思っております。こういうことをやっていたことが、今後もきちんと周知徹底してもらおうことをお願いします。

委員長

平成会の質疑を終結し、公明党に移します。

秋山委員

小樽市国民保護計画(素案)について

最初に、小樽市国民保護計画策定の経過報告がありました。先ほど共産党の菊地委員がおっしゃっていたように、本当にこれはつくることに意義があるので終わってほしいというような思いで、一応目を通させていただきました。最後の資料編を読んだときに、ああ、みんないつか来た道みたいな感じの報告がなされるのかと思ったとき、ざわ

っと思いました。これは国で法制化されるために義務化としてつくられる、それだけで終わらせてほしいと思っております。

来年の 4 月にきちんとでき上がるそうなのですが、昨年の 5 月、公募したら 1 名応募者があった。ああすばらしい人がいるのだというふうに思いましたが、その後 1 か月間ホームページに公表したとき 2 件の意見があったというのですけれども、どんな意見が寄せられたのかお聞かせください。

(総務) 白澤主幹

9 月から 10 月の 1 か月間で小樽市国民保護計画(素案)に対するパブリックコメントとして一般からの意見募集をしたのですが、その中で先ほど話したとおり 1 団体、それから 1 個人、それぞれ 1 件ずつ、合計 2 件の意見の提出があったということでございます。

内容なのでございますけれども、2 件とも同じような意見でございますけれども、総体的に基本的人権の問題、戦争体験をされている方からの意見もございまして、こういう戦時になれば国民保護では尊重するとは言っているけれども、実際はそうはならないのではないのかと、そういう危ぐがされるというような基本的人権の問題、あるいは先ほど話されたとおり、国同士の紛争というのはあくまでも平和的な手段で解決すべきであり、外交努力をやり続けていかなければならない、そういうような御意見です。それから、この国民保護計画そのものを策定するというのが、国民を戦争に駆り立てていくというおそれもあるというような危ぐの御意見。二つとも若干違う部分はございますけれども、総体としてそのような内容の御意見がございました。

秋山委員

確かにそういうかつての戦争を思い起こさせる、そんな思いでその部分も見ておりましたけれども、今回の場合は外部からの武力攻撃ということで、絶対あってはならない。でも、国として決めた以上は作成することに意義があるのだというふうにとらえておりますけれども、その中で自主防災組織ということがきちんと徹底されていますね。これはこの問題だけでなく、すべての部分に当たる部分で、また一番厳しい部分だろうというふうに思っております。この国民保護計画策定にかかわらず、こういう部分も、今後きちんと小樽市として、ある程度つくり上げていかなかったら、すべての災害にわたって、また地域のさまざまな子供を取り巻く問題にしても、厳しい部分があるのだろう、また、すべてに共通する問題点なのだろうという思いで、目を通させていただきました。これに対しては答えは要りませんので、考えだけ述べさせていただきます。

教育委員の権限について

教育問題に関してなののですが、一般質問をさせてもらった中で、現行法では教育の政治的中立を図るために教育委員会は独立する機関となっているのだと。そのために市長は、要するに教育委員の任命権と条例と予算をつくるだけの予算編成権、それだけしかないのだという感じで、違う部分で話したのですが、今また改めて答弁を読み返したときに、この三つしかない市長に与えられた権限の中で教育委員の任命権、この教育委員とはどのような立場なのか。また、どういう仕事をされているのか。

(教育) 総務管理課長

一般に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に、教育委員の方々という中にこういう立場の方を選ぶということを掲載しておりますけれども、一般的には例えばその中に女性が含まれていたり、あるいは保護者とか、そういう方が含まれていたりというような条件がありまして、それらに基づきまして市長が議会に諮って、そして承認するという形で教育委員が選ばれております。

秋山委員

市長が任命したこの 5 名の方は職務として何をされるのですか。

教育部長

一つは、教育財産の管理とか、いわゆる学校の校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備をしたりというこ

とで、教育機関の物的管理面です。それから、人的管理としては教育委員会、学校その他の教育機関の職員の任免、それから文化財の管理などであります。

(教育)総務管理課長

教育委員会の権限とありますが、職務ですけれども、教育行政にかかわる事務がありますけれども、教育委員会所管の学校その他教育機関の設置管理及び廃止に関する事、学校その他の教育財産の管理に関する事、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免、その他の人事に関する事などどうたわれております。一般的には地方公共団体の首長から教育委員会に事務委任されたものを、それに基づいて行っているというところでございます。

秋山委員

任免権とかさまざま与えられていると今聞いたのですけれども、この5名の方方で構成している教育委員会というのですか、その中で市長から言われた議題に沿ってから検討されていくということではないのですか。

(教育)総務管理課長

教育委員会につきましては月1回定例会があります。また、そのほかに何か議題がありましたら、随時臨時会というような形で行われまして、そこで諮られるものにつきましては、例えば議会に諮る場合に補正予算の審議とか条例の改廃とか、それぞれ教育委員会の所管に係る事務にかかわっているものを各教育委員会、その時々教育委員会で協議をしたり、報告をしたり、また議案として提出させていただいているというところでございます。

秋山委員

では、教育委員の立場では権限というのは何にもないということですか。

教育部川原次長

教育委員の権限ということでございますけれども、委員会自体は合議制になってございます。その中で、先ほど申し上げました教育委員会の職務権限の中で、その都度重要事項について審議をして、決定なり、また事務局から報告するなりということで、合議の機関ということでございます。

秋山委員

合議の機関であるがためにきちんとした責任分野というのも明確ではないということで、今、教育委員会の制度を見直そうではないかという考え方の中に、この教育委員という制度に関してもさまざまな意見が出ております。ここの部分は教育委員会制度を変えていかない限り難しい部分があるかと思っておりますので、ここで終わりますが、今度学校長の権限ということで、学校のすべての責任は学校長にあるのだと。こうなったときに学校長の今の時の流れというか、今の法律が改正されて、さまざまな部分で地域の方々の目も学校に注がれているという中で、学校長の立場という部分がもう少し力が発揮できるようになれば、今までさまざまな議論された部分も見えるような改正をしていくのではないかとこのように考えられますけれども、地域、学校、家庭とのつながりができていったときに、学校長の立場はどのように変わるというか、とらえられるのでしょうか。

教育長

かつては学校長というのは、教科の指導とかそういうのがすばらしい方、そしてほかの教員に影響を及ぼすようなそういう力を発揮した教員が教頭になり校長になりという、そういう仕組みであったのですが、最近は地域、家庭との連携等もありますので、校長のリーダーシップも単に教科とか学校内だけでなく、やはり保護者、地域の方とどういふふう意見聞きながら学校運営に生かしていくかという、そのリーダーシップがかなり問われるようになりましたので、今、校長も40歳後半から60歳まで幅広いものでございますので、教育委員会としましても、例えば教頭に月に1回、その都度3時間から4時間かけて勉強会を行い、その中で二、三人ずつグループになって、具体的に事例を解決するような、そういう能力も学んでいかなければだめだろうと。それでは学校には決して身につくものではありませんので、意図的に私ども教頭、校長と指導主事が一緒になって、その都度どういふふうやっていくか。また、保護者とどういふふうに取り組んでいくかという、そういう資質も徐々に身につけていか

なければならぬものと思いますので、教育委員会は校長、教頭に学校経営をゆだねたから、それではいどうぞというのではなくて、やはりかなり先を見越したそういう取組もしているところでございます。

秋山委員

こういう地域に根差した学校という流れの中で、地域の方々が学校長の補佐まではいかないけれども、お手伝いができるとなれば、どの程度まで入っていけるものなのですか。また、その権限というのは学校長ができるのですか。

教育長

学校を統べていく上で、やはり保護者の学校に対する思いとか、そういうものを十分校長が踏まえて、自分の思いと保護者の思いを込めて学校を運営していかなければだめだと思いますし、そのほかに今盛んに言われています学校評議員というものがあまして、その方々が土足で学校に入ってくるというのではなくて、校長が困っている面とか、ぜひこういう意見を聞きたいという、そういう方に学校評議員になっていただいているはずでございますので、そういう方の意見を聞きながら、自分の思い等を含めて、そして最終的には校長が自分の理想とする学校を追い求めていくという形になりますので、どこまで入り込むというよりも、校長にわかってもらえるような保護者の説得も必要でありますし、そういう両者がお互いに思いをぶつけて、最終的には校長の思いで学校を進めていくという形になるかと思えます。

秋山委員

学校評議員について

今、お話の中に出ました学校評議員なのですけれども、何となく恒例によって同窓会とか地域の名士とかということで、なかなかそういう立場の方々は、地域の中に根を張るというよりも、上に乗っかっているという方が多いように感じます。できることならば、この学校評議員も何年間で見直しをすとかというふうな形になればいいというような思いがありますが、その部分どうなのですか。

教育長

学校評議員につきましてですが、前回の会議でも答えているところでございますが、やはり評議員になっていただいている方には、学校についてかなり意見を述べていただける方に私どもはなっていたきたいという思いもございます。また、年齢のかかわりにつきましてですが、全市が、例えば41校すべて学校評議員がいるということも全道的には数少ないです。札幌市でも全部の学校に評議員制度を置いてございませんので、それと小樽市は評議員制度を設置してからまだ二、三年でございますので、当面は町会でやはり顔が広い方とか、児童民生委員とか、それなりに校下の状況を知っている方、さらには校長経験者とか、教員の経験者とか、そういう幅広い方から、まずは出ていただいて発足したものでございます。今後やはり御指摘のように、さまざまな角度から学校を進めるに当たって、子供たちに思いを込めた、そういう方々がやはり評議員になってくださるものと思っておりますし、最終的には校長が変わるたびに、校長の諮問でございますので、校長が選んでいただくという形になりますので、今の段階では、先ほど言いましたように動き出して間もないものですから、継続という形になっているのが現状でございます。

秋山委員

室内水泳プールについて

では、室内水泳プールの方に質問を変えさせていただきます。

今回、すごい数の陳情が出ておりますが、陳情文書表というのをいただきました。それで、5 ページに、下記の陳情には本文以外に以下の文言が書き加えられていますという部分がありまして、これを読んでみましたら、全部教育委員会としても、これに沿った形ででき上がっていることなのに、こういうことが通じていないのかという部分が多かったのです。

現在室内水泳プールで指導してくださっている指導員も、これまでどおり高島小学校温水プールで指導してほしい。これだって願いがかなっておりますね。また、お願いとして常設コース、水中体操を必ず続けてほしいということだって、今回はおこたえしている。また、後ろのページに同じようなのが四つか五つついていますが、現在の指導員に今の水泳教室など引き継いで指導してもらいたい。これは第 3 回定例会の中でも答えとしていただいた部分が何で相手方に通じていないのかと不思議に思って、ここを読ませていただきました。

ある会の方に話を聞かせてほしいというので伺った折に、今回第 3 回定例会で不採択となりましたという通知しかないということです。審議の中身が見えない。代表者、そして何百人がきつと署名されているのだろうけれども、その思いが皆さんまで徹底されていないというところが、これは問題だというふうに感じております。プールをつくってほしいという思いは、なくなる問題ではありませんし、そういう思いを酌んで次の総合計画に入れると言っているのだけれども、それさえもすべて斜めにしか見えてこないのかという思いで話をしてきました。そのときは納得して喜んでくれていたのに、この前たくさん見えた依頼人の中に隠れるようにしていたのを見て、そのつながりは強いのだというふうに感じておりましたけれども、こういう部分、先ほど菊地委員とのやりとりを聞いていたときに、きちんと会って、そのメンバーだけではなく見えるような話合いの場、説明の場というのはつくれないのかと思ったのですが、この件はどうですか。

教育部東田次長

教育長からも話があったのですが、基本的には第 3 回定例会で採決していただいたとおり、室内水泳プールについて、前回の陳情は不採択になったわけでございます。そのことについては、我々がその不採択になりました理由を説明してきたわけではございませんけれども、そのことについては今回陳情している団体、個人の方々にそれぞれ周知されているというふうに認識しておりました。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、どういう手段でこれまでのプロセスを、室内水泳プールを利用されている方々にお伝えすればいいのか。どの場面ですのか。そういうことについてはまだまだ進行段階にあったものですから、こういう陳情の形になったのかというふうにはしか考えづらいわけですが、いずれにしても我々としては、高島小学校温水プールのことで、今、委員がお話しになったとおり、前の指導員を高島小学校温水プールに雇用するということが方針として決めさせていただいたにもかかわらず、このような形になったことは教育委員会としては非常に残念に感じております。

秋山委員

納得していないからこそ、1人が1筆ずつ出されており、これにかかる経費と労力は大変なものだろうと思えます。そういうものを思ったときに、やはり大変ですが、個々にきちんとした説明というのをある程度すべきではないかというふうに思いました。

それと補償金の6億円、鬼の首をとったように皆さんはおっしゃいます。けれども、陳情に賛成する市民に今の小樽市の財政のことを説明して、必要なだという部分もお話をすると、なるほどと、プールも欲しいけれども、であれば民間の方に行くかというふうに変えてくださる方もいるのです。一方、そういう部分で、やはりもうちょっとお互いに心を開いて話をしてもすっと入らない人は入らず、平行線のままで、それでも私たちは違うというメンバーもおりますので、そういう方々にはきちんとある程度機会を設けて説明をしてあげていただきたいと思えます。

教育部東田次長

御指摘のとおりだと思っております。そういうことから、本日報告させていただいた変更点を含めて、その対応策を検討しながら、これまで幾度も揺れ動いているというか、発展してきたわけです。おおむねここで落ちつきを見せるだろうというふうに我々は思っておりますので、この年内でいけばいいのですけれども、無理であれば新しい年になってから、室内水泳プールの利用者に対して一定程度の説明をさせていただいて、あわせて室内水泳プ

ールに提示するとか、高島小学校温水プールに提示するとか、そういう手法をとって周知に努めてまいりたいと、そう思っております。

秋山委員

教育部長の方から市長部局の方に、プールの建設を総合計画の中に入れてくださるようお願いしておりますというふうにおっしゃっていましたが、これどうなのですか。総合計画を今策定、これからですか。どういう形で入れる予定なのか、その考えを聞かせてください。

(総務) 企画政策室長

前回の第 3 回定例会の代表質問で市長の方からも、新たな室内水泳プールの建設については次期総合計画の課題としてとらえていきたいということで答弁をさせていただいております。総合計画の策定作業につきましては、来春の選挙ということもございまして、選挙以降、審議会あるいは市民の方々のいろいろな形での懇談会等々を踏まえながら、具体的な施策策定をしていくという、その作業を進めていくわけです。ですから、ここの段階で次期総合計画の中に位置づけますとか、そこは私も担当している者の立場としては言えないわけですが、第 3 回定例会での市長答弁も十分踏まえた形での策定作業をしていかなければならないというふうに認識しているところでございます。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木(勝)委員

学習到達度調査の報告書について

報告を聞いて気になったことについて。

最初に、この今回出された小樽市立学校学習到達度調査報告書です。冒頭にでき上がる経過についての部分でいろいろと資料もつけながら、それが解決されない中で進んできた、ということが指摘されています。しかし、行った結果ですから、それで私が聞きたいのは、非常に大変財政が厳しい中で100万円もかけて調査をするということについては、内容等もわからない状態であった中で、結局それを執行するということでありました。そういう経過をたどりながらしてきたわけですから、聞きたいのですけれども、これが100万円かけた内容、完成品ということなのか。それから、その決算という形になるのか。決算内訳をわかっていれば示すことができるかな。

(教育) 指導室長

学習到達度調査報告書にかかわってということですが、一つは、これはエッセンスというふうに御理解をいただければと思います。ただ、先ほども申し上げましたように、教育委員会の各種施策、研修会等、今年も実は研修会で延べ700人以上の教員が参加している状況なのです。そういう中で、私どもとしては、この学習到達度調査の指導上の改善点については取り入れていきたい。しかも、校長会の中でも当然行っているという形ですから、これが成果なのかと言われまして、これだけではなくて、これを基にしながらさまざまな施策が展開されていくということで御理解をいただければと思いますし、また、当該の中学1年の子供たちには、それぞれの子供たちの状況について一人一人に返すという形をとっております。

なお、決算ということですが、今予算の執行をしていますので、データは持ってきてございませんが、もし必要であれば後ほど示したい。ただ、今進行中のところであるということは一定御理解をいただければと思います。

佐々木(勝)委員

普通報告書をつくるということがいわゆる仕事の大半を占めるのではないかと。これをどう活用するかというのを私は聞いているのではないのです。これをつくり上げる、これが100万円をかけたものなのかということを知りたいのです。

そういうことで、今決算がどのように進んでいるという、そのところの部分はこれはいたし方ない。どう使われているかというのは先ほどやりたいということだから、やるということについてはそれはいいと思うのだけれども、まだその決算が出ていないということになるのか。

なぜそう言うかという、いろいろな中で100万円をつぎ込むということは今の時期にどうなのかということの問題提起したのです。だから、そういう点を考えて100万円をかけた成果を出してもらいたいのです。先ほどの議論でもある委員がこんな立派なものをつくったというものですから、この決算の内訳について伺います。

教育長

この冊子、教員に全部配ったのですけれども、恐らく700部ちょっとだと思っておりますけれども、これに100万円かかったのではなくて、これはあくまでも教員が子供たちにどういうふうに対応していくかという資料でございます。約1,000人の子供たち一人一人が自宅に持って帰って、親と一緒に国語はどうか、数学はどうか、基本的な生活習慣がどうかという、それは私は100万円にはかえられないような、1,000人の子供たちにとってみたら、自分たちの生活、さらには学力においてどういう点を頑張っていくかという、大変な子供たちの大きな財産になるのではないかというふうには私は思っております。ですから、これが結論ではなくて、最終的には一人一人の子供たちの持っていっているものだというふうには押さえてございます。

佐々木（勝）委員

100万円分の効果をどれだけ上げたかというのを聞きたいのではないのです。100万円の部分を、予算を盛りつけたわけだから、その決算の内訳がわかっていればお知らせ願いたいと、こう言ったのです。

（教育）指導室長

予算につきましては、この調査用問題がございますから、見積りとして100万円ということをお願いをしています。今数字を持ってきていないのですが、実際100万円はかかっていないのです。この調査用問題は、1,000人分の国語と数学の問題ということでありますが、これが60万円かかっていないのではないかという記憶であります。また、この報告書にかかわりまして、これも20万円もかかっていない状況であります。

ですから、そういうところでいくと総体では80万円前後かと思っておりますが、基本的に私ども予算の執行にかかわって、ほかもそうですが、できるだけお金をかけないようにやっぴいこうということですから、先ほど教育長からも答弁してもらいましたが、ワークシートも私どもが印刷をかけてやっぴいと。そういう中で低廉な形でいくようなことに努めています。

それで、教育長からの答弁の繰り返しになりますが、これが成果というよりは、これが一つのスタートとして、私たちは貴重な資料としてあおばとプランの政策展開を行っていきたいということで、これはこの予算を出させていただいた段階から繰り返し話をしていたところでございます。今後もこれを生かしていくためには、先ほど各会派の委員からも教員が加わるべきでないかと。それも当然踏まえて御理解いただけるよう努力をしながら、この調査が本当に何倍もの成果を上げていくよう努めてまいりたいというふうには思っております。

佐々木（勝）委員

そういう意味では単純なことを聞いているのです。だから、それを今後どう生かしていくかということとお金のかけ方。

それから、この結果をまとめた後、いわゆる公表にかかわっては慎重にやるということで話がありました。しかし、これは今日この委員会で報告はまだですね。一番気になったところは、目的が変わったのか、新聞報道では点数化をして、そして公表したというくだりがあるのです。これまで点数化はしないのだと、そういう調査ではないのだということで委員会の中でやりましたね。その辺がどうしてこうなったのですか。

（教育）指導室長

今、新聞発表ということですが、私どもはああいうことは話してございません。あの記事をお読みいただ

ければ、仮にすべての問題を 1 点としてという形なのです。その辺についても、記者とのやりとりの中で私どもは受けてございます。翌日、内容について疑義があるということで申入れをしました。ですから、このことについて教育委員会が今までの考え方を変えたということはありません。ただ、佐々木勝利委員も学校におられたということから、例えば国語の問題についても、漢字の問題と作文が同じ配点では行われません。もし仮に平均点を出すとするならば、当然例えば漢字の書き取りについては 2 点とか、作文の文章になれば 5 点とかという点数の配点をしながら、価値づけ、重みづけをして、そしてその平均点という形でやっております。これはそうではなくて、一つの目標がどの程度実現しているかというものでつくってございますので、そういう意味ではああいふ形のものにはならないということで再三話していますし、今回もそういうことです。もう一回繰り返しになりますが、新聞記者の取材の中でそのようなことを言うてはございませんし、翌日このことについては違うということと話をさせていただいたところであります。

佐々木（勝）委員

いわゆる結果がひとり歩きするということは、私はそういう意味で慎重にということと扱すべきだということと言っている。結果的には点数化して発表をしているということは、やはり不審にかかわるということだと思います。そのことをまず申し上げておきます。

いじめのアンケート調査について

それから、先ほどいじめの問題のところであらうかというくだりがありました。「いわゆるいじめのアンケート調査に非協力なのは指導力がないからだ」と、こういう発言があったのですけれども、こういう受止めというのは教育委員会でもしているのですか。

（教育）指導室長

それぞれの委員の御質問の趣旨等々があるかと思いますが、基本的にいじめに関する実態等の調査ということでアンケートということですが、これにかかわっては私どもは昨日も答弁させていただいていますが、非常に貴重な調査の一つであると、命や人権にかかわる重要なものであるということから、この調査については当然教員がかかわるべきであるというスタンスでございますし、これはいろいろな考えを超えて一致できる内容ではないかというふうにとらえております。

佐々木（勝）委員

今のやりとりの中でいわゆる非協力を、どうしてこういう内容の形になったのかということを含めて、やりとりをしている経過というのは、知っているの上での発言なのかということと私は聞いたのです、その辺のところは。だから、今言ったように、このアンケートに非協力という一つの形を表していた部分についての私の問題の受止めは、アンケートをとるにしても、いろいろな形でやはり内容を吟味した上でアンケートをとっていくのが一般的だと思うのです。

だから、そういうことで、いわゆる内容等についても問題があると昨日話が出ましたね。そういう受止めというか、問題提起をしているという流れの中にあるということと話が出ましたから、だからこの目に見えている内容だけで、そのやりとりの中だけで物事を判断していくということは、これは大変危険であるというふうに私は思います、この部分については。中身をしっかりと吟味した中で、そして受止めとやりとりがあっただけではないかと。決めつけて、そういう指導力がないから非協力なのだという、こういうような発言は私はやめていただきたいと思えます。

それで、いじめの対応の問題なのだけれども、私はいろいろな形でこの滝川市の事件を含めていじめの問題についてのいわゆる教訓というか、この辺のところはつかんでいるのだらうと、委員会の中でもしているのだらうというふうに思います。一言でいいですから、この滝川市の事件を含めていじめ問題について何を学びましたか。

(教育) 指導室長

まずもって子供がいじめを受けて、しかも学校という場で朝です。みずからの命を絶つということは、これは教育関係者にとっては、痛恨のきわみという言葉以外に表しようがないというふうに考えております。また、再びこのようなことを起こしてはならないというのは、言葉ではなくて本当にそういう思いを持っております。

こういう形でいけば、今回は滝川市教育委員会のことでありますが、実は12月15日に北海道教育委員会のいじめの実態等に関する調査の内容について各校長に話をさせていただいたときに、私どもは滝川市のつもりでやってくださいということを話しました。しかしながら、教職員団体からは非協力という話をいただいているわけです。そういう中で私どもとしましては、このような滝川市の最終的な調査報告が公表されたところでありますけれども、この事件にかかわる対応の問題点などを踏まえた学校への指導に努めてまいらなければならないと考えておりますし、今後とも迅速な実態解明といじめられている子供の気持ちになって考える、この2点、これを基本的な姿勢として対応していかなければならないというふうに考えておりますし、今回のこの道教委からいただいている調査についても、同様の趣旨でやってまいりたいというふうに考えてございます。

佐々木(勝)委員

今、私が言っているのは、滝川市の事件で何を学んだかということ聞いています。より道教委からの指導が入り、さらに教育委員会としても指導を強めていくということなのか。そのところを解決していくためには、行政の進めているスタンスというのは、地域も含めてやはり協力を求めていくということが基本になるのではないかと感じがするのです。そういうことで、いじめ問題のいわゆる扱いというか、この辺の解決の方法の一つとして何が欠けていたかというところは、教育長どういうふうに感じますか。

教育長

滝川市のいじめの問題にかかりまして私自身として一番感じたことは、これまで平和な時代、学校でもいじめとかはあったと思いますけれども、実際子供が死ぬという、そういう場面に出くわしまして、すごく緊張感を持って子供一人一人を見なければだめだという、そういう時代に入ったのではないかと思います。つまり課題意識を持って子供に接しなければ、教員の見ていない場でいじめが起きて、ああいうような悲惨な悲しい事故につながったのではないかとというのが、私が学んだ一つでございます。

ですから、佐々木勝利委員が先ほどからおっしゃっていますように、やはり今回は保護者だけではなくて、小樽の教職員全員も協力して一致して、その現状の実態をきちんと把握することが、それも緊急に把握することが何よりも大事で、そこには教育委員会のプライドも、学校のプライドも何もなく、子供の実態を探ることが私は一義的に大事なことだというふうに押さえてございます。

佐々木(勝)委員

私が聞きたいのは、こういう一例をとらえて子供をどう育てていくかという、その辺の観点が大事ではないかと、そういうことなのです。結局こういう現象が起きるのは、人間関係の支え合いとか、そういうようなものがやはり欠けていたのではないかと、そういう部分を私は受け止めるのです。だから、学校で行う、社会で行うにしても、やはり人間形成を、生きていける力をつけていくということが大事ではないかというふうに思うのです。だから、犯人捜し、いわゆる場当たり的にどんどんやっていっても、問題の解決にはならない部分もあるのではないかと、この辺のところはこれから詰めていくというか、現場の中でも議論していくということになるのではないかと思います。

長橋中学校の校則づくりについて

それから、12月4日の北海道新聞で小樽市の長橋中学校の生徒みずから校則づくりということで、生徒みずからがルール、意味について考え、校則をつくり上げると。そして、全国でも珍しい生徒の手による生徒憲章が完成した。そして、今それを土台に、さらに校則づくりに向けて自主的に頑張っている、こういうことがありました。

特に全国でも珍しいというのは、この憲章の内容です。読ませてください。「私たちは、規則改正について話し合った結果、自分たちで一から始めるべきという結論に至りました。だれかに与えられた規則ではなく、みんなで協力し、自分たちでつくった規則を高い意識を持ち守っていくことで、みんなが成長し、判断力を高め、自分の行動に責任を持つことができると考えたからです。私たちは、健康や安全を第一に考え生活しています。私たちは、みんなにとって自由で快適な学校となるように、自分の権利を大切にするとともに、他人の人の権利についても尊重していきます。私たちは、互いに高め合い、みんなでよりよい学習環境づくりに努め、あらゆる学習を大切にしています。生徒会」と、こういう憲章のくだりです。私は、こういう部分については立派だというふうに思います。教育委員会の方でこれについての受止め方を。

(教育)指導室長

御質問の趣旨は校則にかかわってのとらえということかと思えます。基本的に学校において、特に中学校の段階において発達過程にあるわけですから、学校生活をするに当たって一定の決まりが必要であるということは、私どももそのように考えているところでございます。また、特に校則にかかわりましては、やはり生徒が充実した楽しい生活を送るためのものであるということは基本的に押さえていなければなりませんし、また、学校の教育目標、その実現のために必要な共通ルールでなければならないと考えているところであります。

したがって一番大事なことは、生徒が校則を自分のものとしてとらえ、自主的・自立的に学校生活を送る態度を育てることが重要ではないかと考えておりますので、そういう意味で生徒たちが自分たちの考えを基にしながら考えていったということでは、ひとつ重要なものではないかというふうには思っております。

ただ、このことについては一番大事なことは、校則が自分のものとしてとらえられるかどうかなのです。ですから、手法はどうかであっても一番大事なことは、自分がそうだ、これは必要なことだと思えるような指導が大事ではないかと思っておりますので、今、佐々木勝利委員から御指摘の方法も、つまり自分のものとしてとらえていく一つの方法のものだろうと思えますが、ほかにもさまざまな方法があるのではないかというふうには思っております。

佐々木(勝)委員

今、こういう時期だからこそ、自分たちの暮らしを高めていく、見詰め直していく。それがいわゆるいじめの問題にもつながっていく。そういうあたりを子供同士がやはり主体というものを考えて、そして自分たちの生徒憲章は自分たちでつくっていかうと、こういう一つのこれは実践ですね。そういうことで代表質問の折に、教育行政の進め方について教育長から答弁をいただきました。よりよい実践のあるものについては紹介をし合って、そしてよりよいものにしていくと。こういうようなくだりがありましたから、こういう進んで取り組まれている内容については、やはりこれからもだめだというばかりではなくて進んで取り入れて、それで実践しているところは大いに紹介し合って、そして共通のものにしていきたいというふうに思うのですけれども、その辺いかがですか。

(教育)指導室長

まず、先ほど御答弁で漏れたところがございますので改めて申し上げます。一番大事なことは校則を自分のものとしてとらえるということございまして、したがって当然見直しをしていかなければならないものだと考えております。

そこで基本なのですが、学校には見えざる手があります。それは教育の目的といいますか、つまり生徒がみずから立てたといいましても、実は教育の目標に合致しているから認めているという前提を忘れてはならない。したがって、先ほども申し上げましたように、学校の教育の目的の達成のために一定程度の決まりが必要であるという、その一定というのは、あくまでも子供たちが確かに自主的であっても、それは見えざる教員の手のひらにあるという認識を持っていただかねばならないというふうに思っております。

ところで、今こういう実践事例ということですが、実はあおばとプラン、今年からスタートしたところでございまして、その先進的な事例を集めた事例集を現在作成するというところで取組を始めているところでござい

して、さまざまな例えば基礎・基本の定着の実践等々、小樽市内で行われているものについて取り上げながら、広く他校に紹介をしてまいりたいというふうに考えております。

教育長

今、指導室長から話しましたが、あおばとプランにかかわりましてのすばらしい事例につきましては、やはり各小学校、中学校とも共通に財産ということで紹介してまいりたいと思います。また、長橋中学校の生徒憲章も私も読みましたが、こういういじめとか子供たちの自殺する時代であるからこそ、権利のほかにやはり中学生として当然守るべき義務とか、権利だけだったらいじめの温床になりますので、そういうものは両方セットできちんと教えていかなければだめだということと、もう一つは、子供の学ぶ権利をどういうふうに保障するかということで、教員一人一人が子供の学びたいという、そういう権利に対して保障していかなければ私はだめだと思います。そういう面で、子供だけでなく教員も大きな荷物を背負うのかという思いです。いずれにしてもプロでありますので、子供の思いを生かすためには、教員がその子供たちの時代に沿うべく、これから頑張っていかなければだめなのではないかと考えております。

佐々木（勝）委員

やる気のある部分というか、そういう実践に取り組むということをつぶすのではなくて、それは先ほどの中で紹介しましたけれども、当然権利があれば義務のことについても考えて、そしてこの憲章をいかに確かなものにしていくかというのは、そういう面ではこれからの作業なのです。そういう点で紹介しておきました。

教職員の超過勤務について

それから、東京都新宿区の区立小学校の教員が、無責任な私をお許しくださいと、すべて私の無能さが原因ですとの遺書を残して、過重労働と精神的ストレスで今年の5月31日に自殺をしたということです。その職員の超過勤務時間は1か月に100時間を超え、平均睡眠時間は6時間にも満たない状態だった。働き者にとっては過重労働という問題はいろいろあります。100時間以上の超過勤務は完全に過労死によるか、過重労働であるというふうに考えられるが、ここのところで自殺をした原因が、さっきのいじめの部分ではないのですけれども、人間に対して無責任、無能と思わせ、精神的に追い込んでしまう。そして、みずから死に至らしめる社会状況と教育環境の状況とは一体である。

そういうような観点から、自殺に至らせた状況をどのようにとらえるかということで、それをきっかけに労働科学研究所を中心に組織された教職員の健康調査委員会が教職員の健康調査をしたというものです。教育委員会の方に渡しておきましたが、現在では精神疾患による休業者数が、全国では大体10年間で3倍になっている、3,500人を超えているということ。それから、健康状態に不調を訴える教職員の比率は全職業平均の約3倍である。それは全職業では15パーセント台、教職員については45.6パーセントの比率でいわゆる健康状態不調を訴える教職員の声。それから、小中学校では教職員の2割が過労死基準の80時間を超えて超過勤務をしているという状況だということがわかった。それから、教職員の仕事のストレスの要因とすれば、これは女性と男性に分かれるらしいのですけれども、心理的な仕事の負担度、量は、標準値と比べ男性は2.2倍、女性は4.6倍、そういう環境にあると。それから、ストレスの要因としては、これは抑うつ、男性職員では標準値の1.8倍の12.5パーセントに当たる。

そのときの9割の教職員がもっと子供たちと一緒に時間が欲しいと感じている。それから、9割の教職員が授業の準備の時間が不足していると考えているという。そして、休憩時間の取得状況ですけれども、教職員の全体の86.6パーセントが「いつもとれなかった」又は「とれないことが多かった」という回答がされているという資料を事前に渡しておきましたけれども、この数字を見てどうですか。

（教育）学校教育課長

まず、日本教職員組合からのアンケート調査について見ましたけれども、これは全国的な平均というような形だと思っています。ただ、小樽市の場合、先ほども教職員の関係については答えましたけれども、現実的には、10年

前の資料は持ち合わせておりませんが、四、五年前から見ると1人から2人ぐらいの割合でございますので、教職員は660人ぐらいおりますけれども、そのうちのそういった率になっていますので、この実態とは合わないかと思っていますし、それから教職員が不調を訴えるというようなお話でございましたけれども、現実的に我々も健康診断というのは教職員に対して行っております。これは市のお金で行っているわけですが、それに対して受診率というのは5年前から見ると、100パーセント我々は受けていただいて、きちんと自分の体は自分で守ってもらって、そしてそれを教育に生かしていってほしいというふうに思っていますけれども、大体75パーセント前後しか受けてございません。

そういった中での調査でございますし、それから労働時間ということでお話がございましたけれども、一応勤務時間というのは8時から大体5時ぐらいまでと決まっておりますので、その中で当然休息時間もございますので、そういう中で教員については仕事をされていると思います。ですから、小樽市の実態は、今、委員から御紹介されたこの部分とはちょっと合わないかという思いを持っております。

佐々木（勝）委員

先ほどから全国的な数字を結構並べさせていただきました。いわゆる一番大事にしているのは精神的ストレスの問題だと思うのです。家へ持ち帰って仕事をする、そういう状況もある。それから、これを軽々と数字を見るのではなくて、大きな原因はやはり精神的ストレスというところをしっかりと見る必要があるというふうに思います。

原因と結果については、どういう関係にあるのかということをおなりにとらえてみました。まず教育活動を取り巻く環境が変化したとよく言います。一つは、児童・生徒の関係の難しさがそこにあるのではないかと。それから、二つ目には、児童・生徒の授業態度の変容ということが指摘されています。それから、三つ目には、教育成果の見えにくさというのが、これがあるのかと。それから、保護者と地域との関係が複雑化しているのではないかと。このように私は押さえていました。

そういう状況の中でこのいわゆる教育環境の問題というもの、それから子供のいじめの問題も含めてそうだけれども、学校を取り巻く環境の部分から社会的問題である教育問題として、教育現場に責任を結局は押しつけてくる形になっているのではないかと。そういう面もありますので、目の前の問題があって、それらの背景が何なのかということも、その中で考えてみる必要があるというふうに思います。このつながりというものを個人の問題にするのではなくて、やはり学校現場の中で起きていることですから、制度的に変えることができるのであれば仕組みを変えたり、働きやすい環境をつくり、それが子供との信頼関係を持って、そして活動できるというようなことが必要ではないかというふうに感じます。

教育行政のあり方について

私の方で、今までとらえてきた教育行政のあり方ということをお考えてみたときに、こういう条件整備がやはりされていかなければならないということをお思っている部分ですので、含めて今、教育行政の求められているものは何かということをお受け止めたときに、これまでの教育行政の進め方というものに一定の反省もしながら、それから進むべき道の部分についても問題意識を持って進めていっていただきたいというふうに思っています。

なぜかという、この背景にあるものということをお考えてみれば、大きく分けて教育行政は、今まではどちらかというとお上意下達型、決められたものを下におろしていく。よくだれかが話の中で丸投げでないかというような話も出た。それから、処分も辞さないのではないかという声も出るぐらい行政処分を求めるのか。そういう点なんかも含めて、やはり先ほどの話の中ではないですけども、これからの教育行政の進め方は、理解と協力という一つのキーワードをさらに信頼と協力というのがキーワードになるのではないかと、こういうふうに思います。

そういうことで、私が一方的に話をしましたけれども、今、行政に求められているものと、それから教職員も含めて子供たちも含めて、いわゆる現場で悲鳴を上げている背景になっているものをしっかりと見詰めていきたいというふうに思います。

教育長

佐々木（勝）委員がおっしゃいましたように、理解と協力から信頼ということは、もう教育委員会は常に心がけていることございまして、それは教育委員会のみならず、それぞれの学校もやはり信頼を得られるような学校づくりに励んでいかなければだめだというふうに思っています。私はこれからの教育はスクラップ・アンド・ビルドで、そのスクラップ・アンド・ビルドも、さらに議会でも何度も出ておりますが、P D C A というのはですか、それをきちんと踏まえて、まず計画がなかったらどんなことをやっても無方向でありますので、計画を立てる。そして、やってみて、チェックをして、さらに再構成をするという、そういう教育委員会でありたいと思って考えているところでございます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時03分

再開 午後 5 時30分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第28号は可決、本常任委員会に新たに付託された陳情は採択を、継続審査中の案件は採択を主張して討論をします。

本常任委員会に策定中の国民保護計画（素案）が示されました。自然災害への対処にとどめたいものです。問題の解決のために国連を中心に平和的な話し合いや非軍事的に対応する非戦、非核、平和な国づくり、世界規模でその方向性が定められています。提案説明でも述べましたが、その方向性を示した小樽市非核港湾条例案を、ぜひ委員各位の皆さんの賛同で可決していただきたいと訴えるものです。

室内水泳プールに関係する陳情です。今陳情に寄せられたさまざまな意見については、既にその方向性が示されているとの意見もありますが、しかし、次期総合計画に新しいプールの建設が果たして入るものなのかどうか。こういったことに対して多くの人が疑問に思っていますし、今この陳情を寄せた多くのプールの存続を求める人たちは、その確認がとれるまではしっかりと運動を進めたい、そのようにおっしゃっています。そういう願意を酌み、ぜひ採択をしてあげたいと思うものです。

また、継続審査中の陳情355号については、既に集配業務は縮小になっていますが、実際に配達が一遅れになっている、A T M機械も外されるなど、サービス低下になっており、縮小前に復元すべきとの意思を込めて採択の意を表したいと思います。

なお、本会議でさらに詳しく述べることにしまして、今日の常任委員会での討論といたします。

委員長

平成会、上野委員。

上野委員

平成会といたしまして、議案第28号小樽市非核港湾条例案につきましては、前回に引き続きまして、今回も棄権とさせていただきます。棄権の態度は自席にて行います。詳しくは本会議にて申し述べます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第28号について、採決いたします。

可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第41号、第62号、第69号、第70号、第355号及び第382号ないし第2231号について、一括採決いたします。

陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決定しました。

本日はこれをもって散会いたします。